

# 第6次 茨城県

## 地域福祉活動



## 推進プラン

令和6年度～令和10年度



社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会



はんどちゃんは、「福祉コミュニティづくり県民運動」のキャラクターとして茨城県社会福祉協議会、茨城県内の市町村社会福祉協議会を中心に活用されています。

## はじめに



4年前、初めて新型コロナウイルスによる感染症が確認されてからと、それ以前の生活では大きな変化がありました。それは、人びとのつながりやかかわりを、否が応にも考えさせられる事態でもあったのです。

私たちの掲げる基本理念である「だれもがその人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現」のためには、人との“つながり”や“かかわりあう”ことは、欠かすことのできないものであります。

また、今日私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、その変化は良い変化ばかりではなく、人びとの生活破壊や人権侵害など社会課題を多く含むものでもあります。少産多死社会となり、人口の減少に伴う家族形態の変化や、晩婚化・未婚化に伴う介護や育児などの課題、生活困窮や孤独・孤立の課題など、問題は山積しております。

さらに、社会福祉の現場に目を向ければ、少子化に伴う生産年齢人口の減少は福祉現場での人材不足とも直結し、担い手不足が深刻化しています。また、地域においてもボランティアや地域活動の担い手の不足や高齢化などの問題が散見されます。

このような中、国の掲げる地域共生社会の実現に向けて、私たちに何が求められ、何をなすべきか。そして、それらを支える私たちの目指す理念の実現のためには、具体的に何をしたらよいのか。それは、県民の皆様、関係者の皆様とどのように進めていくのか、そのための市町村社会福祉協議会との連携体制をいかに構築したらよいか。また、県民の皆様に身近な地域福祉の窓口としての社会福祉協議会（以下、「社協」）をどのように認知してもらうのか、ともに活動する社協はどうあればよいのか…。今回の「第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（以下、「第6次プラン」）」の策定にあたって、県社協の職員一人ひとりが考え、それらを総合企画委員会の委員の皆様のお知恵を借りながら、ともに議論を深めてまいりました。その結果を今回、「第6次プラン」として世に送り出すこととなりました。

この「第6次プラン」は、令和6年度から令和10年度までの5年間を見通した形で作成され、年度ごとに評価しながら、実効性のあるものとして推進していく所存です。そのためには、われわれ県社協だけでなく、県や市町村、福祉施設・事業所さらには市町村社協や福祉団体と連携・協働しながら、県民の皆様の力を得て、よりよいものに作り上げていくことが求められます。この計画の推進を通して、基本理念の実現とともに、私たち県社協がその存在意義を確認し、県民から求められるそんな存在になれたらと思っております。そのための努力を惜しまず、関係機関・団体や県民の皆様とともに歩んでまいります。

最後に、本プランの策定にあたり、総合企画委員会の委員の皆様、そのほか貴重なご意見をいただいた関係者の皆様に心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

令和6年3月

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会  
会 長 竹之内 章 代

# 目 次

## はじめに

## 第1部 基本構想 P 5

### 基本理念 P 6

### 第1章 計画策定の基本的考え方 P 6

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の推進期間
- 4 計画の進行管理

### 第2章 今日の社会福祉の動向と茨城県の動向 P 8

- 1 我が国の社会福祉を取り巻く動向
- 2 茨城県の社会福祉をめぐる動向
- 3 市町村の社会福祉を取り巻く動向
- 4 茨城県社会福祉協議会を取り巻く動向
- 5 福祉を支える組織

### 第3章 第6次茨城県地域福祉活動推進プラン策定のプロセス P 12

- 1 これまでの茨城県社会福祉協議会計画の歩み
- 2 第5次茨城県地域福祉活動推進プランの評価
- 3 会員向けアンケートの実施

### 第4章 第6次茨城県地域福祉活動推進プランの推進体系 P 14

- 1 今後取り組むべき重点目標（使命）
- 2 推進目標（約束）と推進事項（挑戦）
- 3 推進体系

**使命1 支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進） P 18**

- 約束1 福祉の大切さを伝える・つながる  
コラム はんどちゃんネットワーク運動とサロン活動について  
コラム 県社協の広報活動について
- 約束2 福祉の大切さに気づいた人やその活動を支える・つなげる  
コラム eスポーツと地域福祉  
コラム 災害支援と社会福祉協議会  
コラム DWAT（ディーワット）の活動について

**使命2 安心して利用できる福祉（福祉サービス利用者への支援） P 23**

- 約束3 その人らしさに寄り添い・守る
- 約束4 安心した生活を支える  
コラム コロナ禍における生活福祉資金  
コラム 「自立」と「自活」

**使命3 人を育て、共に歩む福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援） P 26**

- 約束5 福祉を支える人を増やし・資質を高める  
コラム 福祉人材センターの取組み
- 約束6 関係機関・団体等と支え合い共に歩む

**使命4 切り拓く福祉（新たな生活課題への対応） P 30**

- 約束7 ニーズに気づき・こたえる

**使命5 前進する県社協（県社協の組織の充実） P 31**

- 約束8 歩み続ける県社協

**〈参考資料〉**

- (1) 計画策定の経過
- (2) 総合企画委員会委員名簿
- (3) アンケート結果

## 第 1 部 基本構想

# 基本理念

## だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現

社会福祉法の理念をふまえ、共に支え合い、誰もが人として尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立し、社会参加を行いながら、安心して暮らせる福祉社会の実現をめざしています。

## 第1章 計画策定の基本的考え方

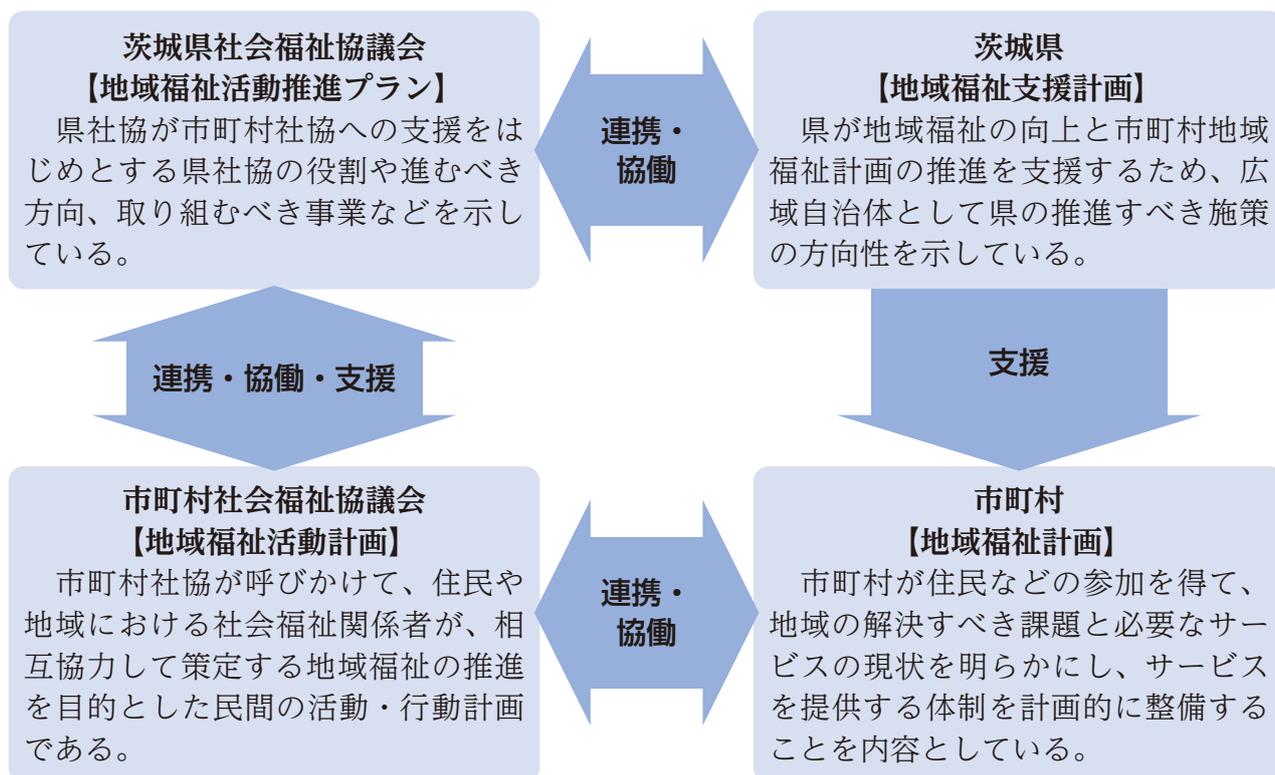
### 1 計画策定の趣旨

- (1) 茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、第5次茨城県地域福祉活動推進プラン（以下「第5次プラン」という。）の推進期間が最終年度を迎えるにあたり、第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（以下「第6次プラン」という。）を策定しました。
- (2) 県社協は、第5次プランを基に、年度毎の事業計画を立案し、評価を実施しながらプランの目標達成を図ってきたところです。第6次プランは、第5次プランを基盤としながら、社会情勢や福祉的ニーズの変化に鑑み策定しました。
- (3) 急速な少子高齢化の進展による人口減少や、核家族化の進行・ひとり親世帯の増加などの家族関係の変化、相互のつながりの希薄化などもあり、社会的孤立や経済的困窮、子どもが家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」問題など、深刻な生活課題が顕在化しています。また、コロナ禍を経験し、経済的支援が必要な方の増加や、自殺、外国人との共生問題など、これまで見えづらかった福祉的課題も顕在化してきました。
- (4) このような中、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が少しでも関心をもって主体的に取り組める仕組みづくりや、地域の課題を「丸ごと」受け止める体制整備を進めるとともに、地域で互いに支え合う「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を推進していくプランとしました。

### 2 計画の性格

- (1) 第6次プランは、「茨城県地域福祉支援計画」等との整合性に留意しながら、県社協が目指すべき方向、担うべき役割や取り組むべき課題等を明らかにし、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめとする関係機関・団体等と連携・協働のもと、地域福祉を総合的に推進するための指針とします。
- (2) 第6次プランは、社会福祉協議会の民間性を発揮しながら、今後の県社協の財政及び事務局等の組織強化も含めて計画的に推進していくものです。
- (3) 第6次プランは、総合企画委員会及び役職員が協議を行い作成したものです。社会情勢の変化に即応し、毎年度見直しができるよう、実施計画を別冊で編集します。

【図表1】第6次茨城県地域福祉活動推進プランと地域福祉関連計画



### 3 計画の推進期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。  
実施計画は、毎年度見直しを行います。

### 4 計画の進行管理

- (1) 本計画を総合的かつ計画的に推進するために、役職員による評価推進チームを編成し、実施計画の評価を毎年度行います。
- (2) 県社協に設置している「総合企画委員会」において、実施計画の評価を基に進行管理を行います。

#### ※事業計画とは

茨城県地域福祉活動推進プランに基づき毎年度作成するもので、基本方針や重点目標、年間の実施事業について示したものです。

#### ※実施計画とは

上記事業計画における実施事業について、その年度で実施する具体的な取り組みを示したものです。

## 第2章 今日の社会福祉の動向と茨城県の動向

### 1 我が国の社会福祉を取り巻く動向

我が国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じており、令和4年の総人口は約1億2,495万人で、今後ますます人口減少が進むと考えられます。

また、人口の減少に加え、単独世帯の割合が増加し、一世帯あたりの人員は減少傾向にあるなど、世帯人員は縮小傾向にあります。

そのような中、個人や世帯が抱える福祉的課題は多様化しています。

例えば、80代の親が50代のひきこもりの子どもの生活を支え、親も子どもも社会的に孤立してしまう「8050問題」や、育児と介護のダブルケアなど、複数の課題が重なり合い、包括的な対応が求められる複合的なニーズも深刻化しています。これまでのような血縁・地縁に頼って、全ての福祉的課題を解決することは難しくなっています。

また、国の制度は、解決すべき課題にそって、それぞれの分野ごとに発展を遂げてきた経緯があります。しかし、複数の課題が重なって個人・家族を取り巻いている現代においては、縦割りの制度・施策だけでは解決困難となっています。

国においては、全ての人々の安心・安全のために「地域共生社会」の実現を進めており、平成29年の社会福祉法改正では、支援を必要とする方が抱える様々な課題を、地域住民や福祉関係者が把握すること、そして関係機関との連携などにより解決を図ることを地域福祉の推進の理念として規定し、市町村が「包括的な支援体制」づくりに努めることが規定されました。

令和2年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）が成立し、令和3年4月1日から施行され、包括的な支援体制を構築するための方策として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

また、社会福祉法人は、福祉分野での専門性を活かしつつ、住民に身近な圏域において、複雑化・複合化するニーズに対応することなどが期待されています。社協は福祉施設等と連携して、地域の福祉的課題を解決していくことが期待されています。

### 【図表2】社会福祉関連施策動向（令和元年から令和5年）

参考：全社協政策委員会制度・政策情報

	社会福祉一般	児童家庭福祉	障害者（児）福祉	高齢者福祉
令和元年				・認知症施策推進大綱決定
令和2年	・社会福祉法改正		・障害者の雇用の促進等に関する法律改正	
令和3年	・生活困窮者自立法改正		・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律改正	
令和4年	・困難女性支援法成立	・児童福祉法改正 ・こども基本法成立		
令和5年		・こども家庭庁設置	・障害者基本計画（第5次計画）閣議決定 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定	・認知症基本法成立

## 2 茨城県の社会福祉をめぐる動向

人口減少が加速する中、人口は首都圏に集中し、地方部は人口流出が続いており、茨城県においても、平成12年をピークに以後減少に転じています（「茨城県の人口と世帯月報」より）。

茨城県の15歳以上の就業状況（令和4年10月）を見てみると、就業人口は5年前より減少しているものの、仕事をしている人の割合は、5年前より増えています。年齢で見ると、60代、70代の就業者が増えており、定年延長などの影響から、今後も就業期間が延びていくと考えられます（「令和4年就業構造基本調査結果報告」より）。

一方で少子化の影響により、若年層の就業者数は減少し、社会全体の人手不足は、今後ますます深刻となり、介護・保育人材等の不足がとりわけ懸念されます。

茨城県では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に取り組み、令和4年度からの県政運営の基本方針となる第2次茨城県総合計画～新しい茨城への挑戦～が、令和4年3月に策定されました。

また、第4期茨城県地域福祉支援計画では、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い、助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を基本目標とし、地域の中で多様な主体が連携・協働し、課題解決に向けた自主的な取り組みを促進していくこととしています。

令和2年1月頃からの、新型コロナウイルス感染症拡大がもたらした、いわゆる「コロナ禍」は、約3年間続きました。

この間の経済活動の制約は、多くの県民に休業等による収入の減少をもたらし、特に、非正規雇用者、ひとり親世帯、外国人住民など、生活基盤の弱い方々の生活に深刻な影響を及ぼしました。

また、感染対策やそれに伴う交流の制限は、地域福祉を担う市町村社協、民生委員・児童委員、福祉施設や在宅サービス従事者等の方々の活動に大きな負担となりました。

その一方で、コロナ禍において浮き彫りとなった課題に対し、フードバンクや子ども食堂等による生活困窮世帯への食料支援や、ケアラー・ヤングケアラーへの支援などの取り組みが広がりを見せ、またコロナ禍において、人との交流が制限されたことにより、人とのつながりの大切さ、支え合いの大切さが再認識されました。

### 【図表3】 県総合計画の福祉に関連する計画の策定状況

計画の名称	計画期間
茨城県地域福祉支援計画（第4期）	平成31年度～令和7年度
第9期いばらき高齢者プラン21	令和6年度～令和8年度
第3期新しいばらき障害者プラン	令和6年度～令和11年度
第4次健康いばらき21プラン	令和6年度～令和17年度
茨城県次世代育成プラン	令和2年度～令和6年度

## 3 市町村の社会福祉を取り巻く動向

一人一人が抱える福祉的課題が複雑・深刻化していることから、制度の縦割りを超えて課題解決を図るために、包括的な支援体制を構築することが各市町村に求められています。

包括的支援体制を構築するには、市町村行政が中心となり、市町村社協をはじめ、地域の社会福祉施設や相談支援機関等と連携し、「断らない相談支援」「社会参加の支援」「地域づくりに向けた支援」を地域で一体的に行っていく必要があります。

また、福祉関係機関・団体との連携を強化していくことはもちろんのこと、福祉の領域を超えてつながり、地域の力を総動員して福祉コミュニティを形成していくことが、各地域において期待されています。

## 4 茨城県社会福祉協議会を取り巻く動向

### (1) 福祉ニーズの変化

少子高齢化の急速な進行・人口減少などを背景に、国を挙げて、地域共生社会の実現を目指しており、様々な主体が地域づくりの役割を担うことが期待されています。そのような中、地域福祉を推進してきた社会福祉協議会は、これまで蓄積してきたネットワークや知見を十分に活用し、福祉団体や地域住民と協働しながら、また、福祉の領域を超えて他の領域の団体等とつながり、地域づくりの中核的機関として、その機能を発揮していくことが求められています。

### (2) 災害支援活動における社会福祉協議会への期待

第5次プラン推進中、茨城県内においては、令和元年東日本台風による災害、令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号による災害、令和5年台風13号に伴う災害が発生しました。

近年は、県外を含めると、毎年のように災害が発生し、被害の範囲も広範囲に及んでいます。

被災地においては、生活再建に向けて、ボランティアの力は不可欠であり、社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターの役割はますます重要なものとなっています。

日頃から、地域の様々な機関・団体等と密接な関わりを持つとともに、行政とも連携し、災害が発生したときに備え、万全の体制をとっておくことが求められています。

### (3) 都道府県社会福祉協議会における活動展開の視点

全国社会福祉協議会から示されている「都道府県社協の当面の活動方針」や「全社協福祉ビジョン2020」を踏まえると、都道府県社協の活動の方向性としては以下の内容が考えられます。

- ア 地域共生社会の実現
- イ 権利擁護の推進
- ウ 地域における生活困窮者支援対策等の総合相談・生活支援の取組み強化
- エ 多発する自然災害への対応
- オ 社会福祉法人・福祉施設、社協の経営管理の強化、地域での公益的な活動の促進、福祉サービスの質の向上等の取組み強化
- カ 福祉人材の確保・育成・定着の取組み

都道府県社協は、市町村社協が、地域で「連携・協働の場」となることを下支えし、促進していくことが求められています。そのためには、市町村域を超えた多様な関係者や組織をつなぎ、種別協議会等とも連携し、広域的な取り組みを進めていくことが求められています。

また、地域共生社会の実現に向け各地で包括的支援体制の構築を進めていくにあたっては、広域ネットワークの強みを生かした後方支援を行っていくことを期待されています。

## 5 福祉を支える組織

我々を取り巻く環境が大きく変化し、福祉的課題が複雑化・深刻化してきている中、様々な個人・団体・機関が、それぞれの立場やアプローチにより、地域の福祉向上に取り組んでいます。

### (1) 民生委員・児童委員協議会

民生委員・児童委員は、自らも地域の一員として、担当の区域において高齢者や障害者、子ども等の見守りなどを行うとともに、介護の悩み、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、様々な相談に応じ、その内容に応じて必要な支援が受けられるよう、行政をはじめ地域の専門機関との「つなぎ役」になっています。

### (2) 自治会・町内会

自治会・町内会は、一定の区域に住む住民で自主的に組織された集まりで、住み良いまちづくりをめざしています。お互い協力しながら、防災、防犯、河川や道路清掃などの環境整備、高齢者や子どもの見守りなど、地域における様々な課題解決に努めています。

### (3) 共同募金会

共同募金会は、県民が募金を通じて社会福祉事業に参加・協力する「共同募金運動」を展開しており、集められた募金は、県内の民間社会福祉・地域福祉の推進に役立てられています。

共同募金会は「広く集め、広く助成する」「自分のまちをよくする募金」という共同募金の伝統を大切にし、制度の狭間にある社会課題の解決に向けた、先駆的な取り組みに助成する仕組みづくりを進めています。

### (4) 市町村社会福祉協議会

市町村社協は、「地域共生社会」の実現が求められている中、住民の福祉的課題や地域生活課題の把握に努め、地域住民や関係者と協働し、多様な事業や活動を実施しています。

県内の市町村社協では、生活に課題を有する方たちへの切れ目のない権利擁護体制の整備、生活困窮者の自立相談支援事業や家計改善支援事業等の受託、地域のボランティアと連携したサロン活動の推進、フードバンクを利用した食の支援など地域のニーズに合わせた活動を積極的に行っています。

### (5) 社会福祉施設

社会福祉施設は、高齢者、子ども、障害者、生活困窮者など、さまざまな福祉的課題をもつ方々の生活を24時間・365日休むことなく支えています。少子高齢化などを背景に、深刻な人材不足が大きな課題となっています。

また、社会福祉法の改正により、すべての社会福祉法人に対し地域における公益的な取組を行うことが責務化され、これまでに培った福祉サービスに関する専門性やノウハウなどを活かしながら、積極的に地域に貢献していく取組みが広がりを見せています。

### (6) ボランティア、NPO団体

地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に行う、ボランティア・市民活動は、ますます重要な活動となっています。

県内では、多くのボランティアが、様々な分野で、地域活動を構成する一員として活動しており、また、NPOの活動も顕著で、社協とのより強い連携が必要になっています。

さらに、相次ぐ自然災害では、被災地支援において、ボランティア・NPOによる活動は欠かせないものとなりました。

### (7) 福祉団体

高齢者、子ども、障害者など、課題や種類ごとに結成された広域的な組織が多数あります。それぞれ、固有の課題解決に向け、行政や社協とも連携をとりながら活動を続けています。

# 第3章 第6次茨城県地域福祉活動推進プラン策定のプロセス

## 1 これまでの茨城県社会福祉協議会計画の歩み

- (1) 「地域福祉計画（がんばる いきいき プラン）」 平成8年度策定  
21世紀に向けて社会福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、新しい時代に対応した県社協の役割や事業の推進方策について、初めて策定された中・長期計画です。
- (2) 「新・地域福祉活動計画」 平成15年度策定  
「社会福祉法」の制定により社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と明確に位置づけられたことを踏まえ、県社協の方向性を明確にしたものです。
- (3) 「地域福祉活動推進プラン」 平成19年度策定  
社会のニーズや福祉課題の多様化に対応した特徴を有しています。
- (4) 「第4次茨城県地域福祉活動推進プラン」 平成25年度策定  
東日本大震災による未曾有の被害を経験し、人と人との「絆」の重要性を再認識し、地域福祉の推進を目的としている本会の存在意義や使命について改めて検討し、無縁社会や新たな生活課題に立ち向かう「たたかうシナリオ」としています。
- (5) 「第5次茨城県地域活動推進プラン」 平成30年度策定  
第4次茨城県地域福祉活動推進プランを推進していく中で把握した課題を踏まえ、本会に求められる役割や機能、目指す方向性を検討し、今後5年間の地域福祉推進のための取り組むべき行動計画として策定しました。  
第6次プランは、これまでの計画に基づいて進めてきた県社協の事業を振り返ったうえで、策定しました。

## 2 第5次茨城県地域福祉活動推進プランの評価

第5次茨城県地域福祉活動推進プランを効果的かつ効率的に推進するため、プランに基づく様々な事業について、毎年評価を行いました。

事業評価を行うにあたっては、部内で実施項目毎に進行管理（進捗状況の評価、今後の方向性の評価）を行ったうえで、本会役職員（役員・事務局次長・部長）で構成する「評価推進チーム」による内部評価を行い、それをベースに総合企画委員会において外部評価を行いました。

### 今後の方向性評価の基準及び令和4年度64実施項目（事業）に対する評価結果【図表4】

評価基準	評価区分	該当数
事業対象の拡大や事業内容の拡充等、事業の水準を向上させていくことが必要	拡充	9
効果的、効率的に推進されており計画どおりに進めていくことが必要	継続	50
事業が一定の役割を終えつつあり、終期を見据えて縮小することが必要	縮小	2
十分な成果が認められない、または状況の変化により、事業内容を見直すことが必要	見直し・再構築	2
事業の必要性が認められず、事業を廃止・休止するべきもの	廃止・休止	1

評価区分「拡充」「継続」については、福祉的課題を解決していくために必要な項目（事業）であり、第6次プランにおいても、基本的には引き続き実施していく内容となっております。

また、「縮小」「見直し・再構築」「廃止・休止」については、第6次プランでは内容を見直し、他の項目（事業）と統合したり、又は、廃止するなどしております。

また、年度ごとの実施項目（事業）に対する評価に併せて、「推進事項（挑戦）」ごとに振り返りを行いました。推進事項（挑戦）で掲げている目標に対して現状はどうであるか、また今後の方向性について、各部ごとに話し合いを持ったあと、全体で共有しました。

これらの実施項目及び推進事項（挑戦）に対する評価結果をふまえ、第6次プランの策定を行いました。

### 3 会員向けアンケートの実施

第6次プランを策定するにあたり、茨城県社協会員に向けてアンケートを実施しました（会員数1,092 回答数502 回答率45.9%）。

その中で、「茨城県社協に期待すること」については、福祉施設・事業所では、保育所や高齢者施設等、全ての種別において「福祉人材の確保」でした。また「福祉人材の育成・資質向上」に期待するとの回答数も多い状況でした。

市町村社協では、「災害時における体制整備支援」「住民参加によるまちづくりの支援」「福祉人材の育成・資質向上」が上位にあがっており、近年頻発する災害に対する体制整備への期待が大きいことが伺えます。これらの結果をふまえ、第6次プランの策定を行いました。



## 第4章 第6次茨城県地域福祉活動推進プランの推進体系

### 1 今後取り組むべき重点目標（使命）

基本理念を実現するために、以下の5項目を重点目標（使命）とします。

#### 重点目標（使命）

- (1) 支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）
- (2) 安心して利用できる福祉（福祉サービス利用者への支援）
- (3) 人を育て、共に歩む福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）
- (4) 切り拓く福祉（新たな生活課題への対応）
- (5) 前進する県社協（県社協の組織の充実）

### 2 推進目標（約束）と推進事項（挑戦）

5つの重点目標を実施するために、推進目標と推進事項をたてました。推進事項は、具体的事業である実施項目によって構成されています。

また、実施項目は本計画に附属する実施計画（別冊）に詳細について記載しています。

さらに、本計画は多様な課題に取り組むことから、県社協の組織特性や機能・役割などを踏まえ、重点目標＝使命、推進目標＝約束、推進事項＝挑戦と表現しています。

#### コラム

#### それぞれの言葉に込めた思い

##### 重点目標＝使命

理念を達成するための目指すべき目標であり、私たちが強く意識し、責任をもって果たさなければならない任務であることを示しています。

##### 推進目標＝約束

私たち県社協が、県民や関係機関に対して行っていくことを表しています。自分たちに対する決意表明でもあります。

##### 推進事項＝挑戦

現在行っていることであっても、課題が解決されるまでは、自分たちの役割として継続して行ってくべきことを表しています。現状に甘んじるのではなく、探求しつづける姿勢を示しています。



# 第6次茨城県地域福祉活動推進プラン 推進体系

## 3 推進体系

基本理念	5つの使命 (重点目標)	8つの約束 (推進目標)	20の挑戦 (推進事項)	行動 (実施項目)
だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現	使命1 支え合う福祉 (住民参加と 福祉コミュニティづくりの 推進)	約束1 福祉の大切さを伝える・つながる	挑戦1 みんなの地域をみんなで作る 挑戦2 想いがつなげる第1歩 挑戦3 思いやりの心を育てる	挑戦1 1 【重点】 はんどちゃんネットワーク運動 挑戦2 2 【重点】 広報活動の推進 3 茨城県社会福祉大会の開催 挑戦3 4 福祉教育の推進 5 義務教育教員免許志願者介護等体験受入調整事業
		約束2 福祉の大切さに気づいた人やその活動を支える・つなげる	挑戦4 ボランティア・市民活動を支える・つなげる 挑戦5 高齢者と共に地域とつながり、支え合う 挑戦6 新たな活動者を育てる・つなげる	挑戦4 6 ボランティアセンターの運営 7 各種基金の運営管理 挑戦5 8 ニュースポーツ・eスポーツ普及事業 9 全国健康福祉祭選手等派遣事業 10 いばらきねんりんスポーツ大会開催事業 11 いばらきねんりん文化祭事業 12 元気シニア地域貢献事業 挑戦6 13 【重点】 大規模災害に備えたつながりづくりと体制整備
だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現	使命2 安心して利用できる福祉 (福祉サービス利用者への支援)	約束3 その人らしさに寄り添い・守る	挑戦7 利用者の気持ちに寄り添う 挑戦8 暮らしの安心を届ける	挑戦7 14 【重点】 運営適正化委員会の運営 15 【重点】 苦情解決制度の普及促進 挑戦8 16 成年後見制度の啓発及び利用支援
		約束4 安心した生活を支える	挑戦9 自立への手助け 挑戦10 多様な取り組みを通じて寄り添う	挑戦9 17 日常生活自立支援事業 18 生活福祉資金貸付・運営事業 19 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 挑戦10 20 多様化する生活課題・生活困窮者支援への対応促進

基本理念	5つの使命 (重点目標)	8つの約束 (推進目標)	20の挑戦 (推進事項)	行動 (実施項目)
だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現	使命3 人を育て、共に歩む福祉 (社会福祉事業の充実・活性化への支援)	約束5 福祉を支える人を増やし・資質を高める	挑戦11 福祉人材を確保し定着させる 挑戦12 福祉人材を育成する	挑戦11 21 【重点】 茨城県民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度の充実 22 退職共済受託事業 23 【重点】 福利厚生センター事業 24 【重点】 福祉人材センター運営事業 25 【重点】 人材確保・定着バックアップ事業 26 介護福祉士修学資金等貸付事業 27 保育士修学資金等貸付事業 28 保育人材復職支援事業 29 【新規】 在宅ケアハラスメント対策事業 挑戦12 30 社会福祉従事者研修事業 31 社会福祉施設従事者への支援 32 生活支援体制整備事業 挑戦13 33 市町村社協の支援 挑戦14 34 福祉医療機構借入金利子補給事業 35 経営改善支援事業 36 災害福祉支援ネットワークの推進 挑戦15 37 県社協が事務局を担っている又は事務協定等を結んでいる団体の支援 38 福祉関係団体との連携 5 義務教育教員免許志願者介護等体験受入調整事業 (再掲)
		約束6 関係機関・団体等と支え合い共に歩む	挑戦13 市町村社協と共に考え共に進む 挑戦14 施設・事業所を支え共に進む 挑戦15 団体等とつながり共に進む	挑戦16 39 福島県避難者支援 40 【新規】 ヤングケアラー・ケアラーに関わる支援者向け研修 41 多機関連携による生活課題解決 挑戦17 42 【重点】 職員確保と職員のスキルアップに向けた研修の実施 挑戦18 43 会員拡大の推進 44 働きやすい職場づくり 45 【新規・重点】 業務効率と事業連携に向けたICT化の推進 46 理事会・評議員会の充実 47 総合企画委員会の開催 48 横断的な組織による事業の推進 49 内部管理体制の整備と充実 挑戦19 50 予算対策活動の充実 51 健全な財務運営の推進 挑戦20 52 緊急時に備える組織運営
だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現	使命4 切り拓く福祉 (新たな生活課題への対応)	約束7 ニーズに気づき・こたえる	挑戦16 ニーズに気づき・こたえる	挑戦16 39 福島県避難者支援 40 【新規】 ヤングケアラー・ケアラーに関わる支援者向け研修 41 多機関連携による生活課題解決
		約束8 歩み続ける県社協	挑戦17 職員確保と育成 挑戦18 しなやかな組織づくり 挑戦19 必要な財源の確保と活用 挑戦20 災害等に備えた組織体制の強化	挑戦17 42 【重点】 職員確保と職員のスキルアップに向けた研修の実施 挑戦18 43 会員拡大の推進 44 働きやすい職場づくり 45 【新規・重点】 業務効率と事業連携に向けたICT化の推進 46 理事会・評議員会の充実 47 総合企画委員会の開催 48 横断的な組織による事業の推進 49 内部管理体制の整備と充実 挑戦19 50 予算対策活動の充実 51 健全な財務運営の推進 挑戦20 52 緊急時に備える組織運営
だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現	使命5 前進する県社協 (県社協の組織の充実)	約束8 歩み続ける県社協	挑戦17 職員確保と育成 挑戦18 しなやかな組織づくり 挑戦19 必要な財源の確保と活用 挑戦20 災害等に備えた組織体制の強化	挑戦17 42 【重点】 職員確保と職員のスキルアップに向けた研修の実施 挑戦18 43 会員拡大の推進 44 働きやすい職場づくり 45 【新規・重点】 業務効率と事業連携に向けたICT化の推進 46 理事会・評議員会の充実 47 総合企画委員会の開催 48 横断的な組織による事業の推進 49 内部管理体制の整備と充実 挑戦19 50 予算対策活動の充実 51 健全な財務運営の推進 挑戦20 52 緊急時に備える組織運営
		約束8 歩み続ける県社協	挑戦17 職員確保と育成 挑戦18 しなやかな組織づくり 挑戦19 必要な財源の確保と活用 挑戦20 災害等に備えた組織体制の強化	挑戦17 42 【重点】 職員確保と職員のスキルアップに向けた研修の実施 挑戦18 43 会員拡大の推進 44 働きやすい職場づくり 45 【新規・重点】 業務効率と事業連携に向けたICT化の推進 46 理事会・評議員会の充実 47 総合企画委員会の開催 48 横断的な組織による事業の推進 49 内部管理体制の整備と充実 挑戦19 50 予算対策活動の充実 51 健全な財務運営の推進 挑戦20 52 緊急時に備える組織運営

※行動 (実施項目) は第6次プランスタート時の令和6年度の内容になります。年度によって変更となる可能性があります。

## 第2部 基本計画

## 使命1 支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)

### 約束1

### 福祉の大切さを伝える・つながる

人と人とのつながりや、支え合いが自然と生まれる社会は、暮らしに充実感をもたらします。そのことは、コロナ禍を経たからこそ強くまた想えるものです。

県社協は県民一人ひとりの幸せへの想いを受けとめながら、地域における支え合いの仕組みを社会に広めていきます。

そして、みんなの地域づくりへの想いをつなぐことや、学校・家庭・職場及び地域が一体となって思いやりの心を育てる取り組みなどにより、福祉の大切さを伝え、地域に主体的に関わる力を育てていきます。

#### 挑戦1

みんなの地域を  
みんなでつくる

県社協は、県民一人ひとりの持つ力を地域の重要な力として捉えています。あらゆる力をつないだ地域のネットワークは、支え合いの基本になるものであり、そのつながりをそれぞれがより意識することでさらに地域の力が強くなります。支え合う大切さとつながる楽しさを伝えながら、一人ひとりがしあわせを実感できる地域づくりを進めます。

これまで取り組んできたサロン活動などの推進にあわせ、福祉の垣根を超えて他分野の団体等とも連携し、地域づくりを進めていきます。

### 重点 はんどちゃんネットワーク運動

#### コラム

### はんどちゃんネットワーク運動とサロン活動について

#### はんどちゃんネットワーク運動ってなあに？

「はんどちゃんネットワーク運動」とは、地域の中にある問題を「みんなの問題」として考え、その解決のため身近なところから活動を始めて広げていこうという運動です。茨城県全体を心のかよう「あったかコミュニティ」にしていくことを目標に、平成10年から始まりました。

#### サロンってなあに？

「サロン」とは、地域で同じ目的をもった方々のふれあいの場所・憩いの場所として開催される集まりです。

近年は、必ずしも集まることなく、オンライン上でもつながりができるようになりました。

地域に暮らすみんなが、住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らしていくための出入り自由な楽しい仲間作りの場です。

#### はんどちゃんってだあれ？

「はんどちゃん」は、この運動を進めていくためのキャラクターです。県内の社会福祉協議会などを中心に、様々な場面で活用されています。

～プロフィール～

出身地：茨城県 性別：見た目とおり

生年月日：平成9年6月2日

(丑年生まれ、ふたご座)

- ★ラインスタンプ販売しています！
- ★はんどちゃんデザインデータ無料配布！  
ホームページからダウンロードできます。



福祉コミュニティづくり  
推進のつどいの様子



サロン活動の様子

**挑戦2**  
想いがつながる  
第1歩

誰もが安心して生活を送るためには、一人でも多くの県民に福祉に関心を持ってもらうことが大切です。  
県社協は、県民や地域の想いを受けとめ、県社協の目指す地域づくりへの想いや必要な情報を多様な形で効果的に伝えていきます。

**重点 広報活動の推進**  
・茨城県社会福祉大会の開催

**挑戦3**  
思いやりの心を  
育てる

学校、家庭、職場及び地域が協力し合うことで、自分だけではなく、周りの人や地域に想いを巡らす心が芽生え、やがて地域の力となります。  
県社協は、あらゆる機会を通し、県民一人ひとりの支え合いや思いやりの心を育む活動に努めます。

・福祉教育の推進  
・義務教育教員免許志願者介護等体験受入調整事業

**コラム 県社協の広報活動について**

県社協では、様々な広報活動に取り組んでいます。  
『いばらきの社会福祉』『わくわくライフいばらき』の広報誌をはじめ、ホームページやフェイスブックなどでも、情報発信しています。  
紙で発行する広報誌は、幅広い世代の方に情報を届ける広報ツールであり、本会で実施している様々なイベントや研修会の様子、県内で活躍するボランティアや福祉実践者の活動紹介などを掲載しています。  
またネット社会の広がりにより、SNSを活用する世代にも、本会の活動を広く知ってもらえるよう、InstagramやX（旧：ツイッター）などの広報ツールで、最新の情報を発信しています。

Instagram

ホームページ

広報誌 いばらきの社会福祉  
広報誌 わくわくライフいばらき

## 使命1

# 支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)

## 約束2

### 福祉の大切さに気づいた人やその活動を支える・つなげる

私たち一人ひとりにはだれもが大切な地域の一員です。自分自身が幸せと感じられることが地域の幸せになり、ひいては県全体の幸せにつながります。

県社協は、そのことに気づいた人たちの想いを実現する後押しをし、その人たちの活動、そして仲間をつなぎ、さらに、主体的に活動を広げるよう支援していきます。

#### 挑戦4

### ボランティア・ 市民活動を 支える・つなげる

福祉の大切さに気づいた人たちは、その想いをボランティア・市民活動、あるいは寄付などの形で、地域に貢献しています。様々に変化する地域のニーズに対応するため、地域では柔軟な活動が展開されています。県社協はそうした活動への支援に努めます。

また、地域でより効果的な活動ができるよう、個々の活動をつなげ、活動する人たちが主体的にネットワークを広げるための支援に努めます。

- ・ ボランティアセンターの運営
- ・ 各種基金の運営管理



子ども食堂への寄付贈呈式の様子



## 挑戦5

高齢者と共に  
地域とつながり、  
支え合う

「人生100年時代」を迎える中で、高齢者がこれまでの豊富な経験を生かし、地域の多様な人たちと共に、「わくわく」する幸せづくりを進めていくことが期待されています。

スポーツや文化活動への積極的な参加を通じて、健康的で充実した質の高い生活を送りながら、活躍し続けられるよう支援に努めます。

- ・ ニュースポーツ・eスポーツ普及事業
- ・ 全国健康福祉祭選手等派遣事業
- ・ いばらきねんりんスポーツ大会開催事業
- ・ いばらきねんりん文化祭事業
- ・ 元気シニア地域貢献事業

## コラム

### eスポーツと地域福祉

eスポーツの正式名称はElectronic sports（エレクトロニック・スポーツ）。つまり、電子機器(ゲーム)を使って対戦する競技(スポーツ)です。

現在、eスポーツの競技人口は世界で約1億3千万人と言われ、日本でも大変注目されているスポーツです。

このeスポーツの3つの効果、①世代・地域・時間を問わず多様な人たちが交流できる。②指先と頭脳を同時に多用することで高齢者の認知症予防やリハビリなどが期待できる。③男性が参加しやすい環境が作れ地域のコミュニケーションツールとして活用できる。に着目し、高齢者の生きがい、交流づくりや高齢者を中心とした世代間交流につなげられるのではないかと考え、令和3年度から事業研究を進め令和4年度から事業として実施しています。

現在、メーカーの許諾を得て、太鼓の達人、グランツーリスモ、ぷよぷよの3つを体験会で使用していて、「eスポーツは人がつながる“きっかけ”となり、それぞれの地で、それぞれのつながりをつくることができる。」ということ、市町村への出前講座の実施から感じています。

eスポーツには、人生を豊かに楽しむ、健康。生きがい。仲間。の3要素があると思われ、地域の多様な方たちを包摂した取り組みの“きっかけ”となるものと思っています。



体験会の様子



出張体験会の様子



高校生との交流会

## 挑戦6

### 新たな活動者を 育てる・つなげる

県民一人ひとりが持つあらゆる力を活かした活動は、様々な場面で地域を支える力となります。

県社協は、誰もが主体的に地域の幸せづくりに活躍できるよう、きっかけづくり、場づくり、仲間づくりを支援することで、新たな活動者を育むとともに、これらの活動を続けるための仕組みづくりに努めます。

## 重点 大規模災害等に備えたつながりづくりと体制整備

### コラム 災害支援と社会福祉協議会

近年、災害が発生すると被害状況や被災者の様子と併せて報道されることも多い「災害ボランティア」の活動は、被災地支援において非常に大きな支えとなっています。

この流れは、平成7年の阪神・淡路大震災にさかのぼります。

「ボランティア元年」と言われる平成7年以降、駆けつけるボランティアと被災者をつなぐ「災害ボランティアセンター」という機能が模索されました。

現在では、この災害ボランティアセンターは、社協が運営することが定着しています。

社協は、日常的に住民と接しているため地域の様々な組織と顔の見える関係があること、また、センター閉所後は社協の本来の機能として被災者の生活支援にあたることから、災害ボランティアセンター運営を担っています。



ボランティア活動の様子



災害ボランティアセンター

### コラム DWAT（ディーワット）の活動について



DWAT登録者研修会の様子

茨城県災害派遣福祉チーム（通称：いばらきDWAT）は、災害発生時に、避難所生活における二次被害を防止するため、高齢者や障害者、子どもなどの要配慮者に対して福祉的な支援を提供することを目的とした、福祉専門職によるチームです。本会では、チーム員の募集や登録のための研修、そしてチーム員の資質向上のための研修や訓練を実施しており、現在100名を超えるチーム員が登録しています。

令和6年能登半島地震では、初めていばらきDWATからのチーム員派遣を実施しました。

頻発する災害への備えとして、引き続きチーム員の養成と、活動に向けた研修・訓練を行っていきます。

※「DWAT」とは、「Disaster Welfare Assistance Team」の略です。



避難力強化訓練の様子

人が安心して豊かに暮らすためには、日々の暮らしの中で課題が解決され、不安が取り除かれることが必要です。

県社協は、福祉サービスを利用する人たちが、安心してサービスを受けられるよう、利用者の気持ちに寄り添い、その人らしい生活を側面から支えます。

また、県民が、いつまでも安心して生活ができるよう、必要な制度の普及・啓発に努めます。

挑戦7

利用者の気持ちに寄り添う

県社協は、福祉サービス利用者の気持ちに寄り添い解決の糸口を一緒に探るとともに、その想いをサービス提供者(社会福祉施設や事業所等)に伝えることで、双方の気持ちの橋渡しも行います。

また、利用者が安心してサービスを受けられるよう、施設の苦情処理体制の整備に向け、制度の普及・促進に努めます。

**重点** 運営適正化委員会の運営

**重点** 苦情解決制度の普及促進

挑戦8

暮らしの安心を届ける

県社協は、日常生活自立支援事業の利用者に提供されるサービスの公平性や透明性を守るため、サービス提供者に対する運営監視を行い、安心して利用できるサービスが提供されるよう努めます。

また、判断能力に不安がある方をサポートする、成年後見制度の普及啓発に努め、暮らしの安心を支えます。

・成年後見制度の啓発及び利用支援



近年の人口構造や家族構成などの変化から、高齢者の一人暮らしも増えています。  
また、ひとり親家庭や親をなくした家庭等の相談が増え、新型コロナウイルス感染症の影響により、不安定な就労の中で生活を送る人も顕在化しました。

このような中、県民が安心して生活していくためには、周囲の支えと経済的な安定が大切です。

県社協は、家庭環境・経済的理由などで、自立した生活を送ることが困難な人に対して、必要な福祉制度の利用を促し、地域の社会資源(関係機関や団体等)と連携して安心した生活が送れるよう支援します。

また、フォーマルな制度のみならず、様々な取り組みを結びつけて対応していきます。

挑戦 9

自立への手助け

県社協は、判断能力が低下している人々の意思決定支援や生活支援、低所得世帯等への貸付など、各種制度を通じて自立を支援します。

住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けられるよう、制度の普及啓発にも努め、関係機関と連携して支援します。

- ・日常生活自立支援事業
- ・生活福祉資金貸付・運営事業
- ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

挑戦 10

多様な取り組みを通じて寄り添う

経済的な理由や、社会的孤立などにより、日々の暮らしに生きにくさを抱えている県民の自立を支えるには、フォーマルな制度だけでなく、地域の様々な資源と新しいつながりを築き、支援することが求められます。

県社協は、県民が抱える不安を軽減し、負の連鎖を断ち切り、自立を支援するための取り組みを支えます。

また、このような取り組みを進めるに当たっては、関係する制度へのコーディネートや関係する団体などのネットワークづくりにも努めます。

- ・多様化する生活課題・生活困窮者支援への対応促進

## コラム

## コロナ禍における生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した世帯に対し、令和2年3月25日から令和4年9月末までの間、緊急小口資金等の特例貸付の申請を受け、特例貸付を通じて県民の生活の安定に寄与しました。

## コラム

## 「自立」と「自活」

今回の第6次プランを考えるにあたって、「自立」という言葉を使うべきかどうか、また「自活」という言葉ではどうか、どちらを使った方が良いのか等について、私たちは考えました。

「自立」を辞書で引いてみると、「他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること。ひとりだち。」(広辞苑)とあります。とても強い意味があり、福祉サービスを利用する方々にとっては、負担になる面もあり、他の言葉に置き換えることも検討しました。

しかしながら、「自立」は、福祉分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの思想の普及を背景として、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること」の意味としても用いられています(厚生労働省ホームページ)。

「自立」は経済的に独立して生活できるということだけではなく、他者と人間関係を築きながら社会生活を営めること、時には、他者に援助を求めること、自己決定に基づき主体的な生活を営めること、など、幅広い意味を持っています。

一方「自活」は「他からの援助を受けず、自分の力で生活すること」となっています。

「自立」も「自活」もとても似ている言葉ですが、「自立」は自活の意味を含み、更に社会の中で他者との関係性を築きながら自分の意思で生きていくことを表現する言葉です。

社会の中で生きていくということは、頼れる人を増やすこと＝応援者となってくれる人を増やすことであり、また、自分が誰かの応援者になるということでもあります。

お互いに必要とされる存在になることは、豊かな人生を送ることにつながる言葉として私たちは捉え、「自立」という言葉を使うことにしました。



## 使命3 人を育て、共に歩む福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)

約束5

### 福祉を支える人を増やし・資質を高める

「2025年問題」に象徴されるように、福祉サービスに対する期待が高まっている一方、生産年齢人口の減少や景気動向などにより、社会福祉施設・事業所では深刻な人材不足が続いています。

県社協は、社会福祉施設・事業所が、安定した質の高いサービスを提供できるよう、福祉分野への人材の確保と定着に取り組みます。さらに、福祉の専門職としてのスキルを一層高め、多様化するニーズに対応できるよう福祉人材の育成に取り組みます。

#### 挑戦11

#### 福祉人材を確保し 定着させる

安定した質の高いサービスを提供できるようにするためには、様々な段階で、福祉分野への参入促進や多様な人材の確保を図るとともに、その定着を進めていくことが必要です。

県社協は、福祉分野への参入促進のため、福祉の職場のイメージアップ・理解促進、資格取得などの支援を進めます。

また、福祉人材の確保にあたっては、県や養成校と連携しながら、マッチング機能の強化、就労後の定着バックアップなどにより、求職者と求人事業者のつながりを進めます。職場が魅力あるものとなるよう、働きやすくやりがいを感じられる職場環境づくりや、福利厚生の実施など、社会福祉施設・事業所の支援に努めます。

#### **新規** 在宅ケアハラスメント対策事業

**重点** 茨城県民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度の充実

**重点** 福利厚生センター事業

**重点** 福祉人材センター運営事業

**重点** 人材確保・定着バックアップ事業

- ・退職共済受託事業
- ・介護福祉士修学資金等貸付事業
- ・保育士修学資金等貸付事業
- ・保育人材復職支援事業

#### 挑戦12

#### 福祉人材を 育成する

職員のスキルアップは、サービスの質や働く意欲の向上につながります。県社協は、社会情勢や福祉制度の変化に合わせ、誰もが参加しやすい時期や環境を考慮した研修事業を実施します。

また、福祉の専門職としてのスキルを一層高め、多様化するニーズに対応できるよう福祉人材の育成に取り組みます。

- ・社会福祉事業従事者研修事業
- ・社会福祉施設従事者への支援
- ・生活支援体制整備事業

## コラム 福祉人材センターの取組み

福祉人材センターは、福祉人材の確保を目的に各都道府県に設置されています。福祉の魅力を伝えながら、将来の担い手づくりや多様な働き方の提案をしながら、その確保を図っています。

### 〈ふくし“きらり人。”〉

福祉施設・事業所に勤務する職員や、高校・専門学校・短大・大学等の福祉系学科で学ぶ学生の中から、ふくし“きらり人。”を任命し、福祉の魅力を伝えます。



ふくし“きらり人。”の方々



福祉キャラバン隊による授業風景

### 〈福祉キャラバン隊〉

福祉・介護の仕事への理解促進・イメージアップを目的に、「福祉キャラバン隊」を小・中学校及び高等学校に派遣しています。

ふくし“きらり人。”と共に福祉の仕事内容やそのやりがい・魅力を伝え、将来的な福祉人材の芽を育てます。

### 〈ちいすけイバラキ〉

介護職員が担う一連の業務のうち、掃除や洗濯、配膳等の周辺業務を担う「ちいすけ」（介護助手）を養成しています。

介護職員の負担軽減によるサービスの質の向上や、地域の多様な働き方を支援することで、介護人材の確保を図ります。

※「ちいすけ」とは「ちいきの助っ人」の略です。



## 使命3 人を育て、共に歩む福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)

### 約束6

### 関係機関・団体等と支え合い共に歩む

地域で安心して暮らしていくために、「支え手」「受け手」の関係を越え、地域の住民や多様な主体が参画し、つながっていく、地域共生社会の実現を国を挙げて目指しています。

このような中、県社協は、市町村域を超えた広域で展開される事業について、様々な関係機関や団体などと連携し、協働してきました。

県社協は、組織と機能の特性を生かして、社会福祉関係者と連携し、福祉課題・生活課題の解決に努めるとともに、社会福祉法人の公益性を高め、制度の枠にとらわれず、積極的な福祉サービスの展開を進め、県域における質の高い福祉をめざします。

#### 挑戦13

#### 市町村社協と 共に考え共に進む

地域共生社会の実現を目指すため、これからも地域づくりの中核となる市町村社協の組織運営・事業推進について、それぞれの実情に応じた支援に努めます。

また、個々の社協だけでは対応が難しい課題に対応するため、様々な機関・団体とのネットワーク形成や顔の見える関係づくりを支援します。

#### ・市町村社協の支援

#### 挑戦14

#### 施設・事業所を 支え共に進む

県社協は、福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設・事業所の安定した運営の支援に努めます。

また、県社協は、社会福祉施設、事業所が地域を構成する一員として、地域における公益的取り組みを推進していけるよう協働し、地域における生活課題の解決に努めます。

- ・福祉医療機構借入金利子補給事業
- ・経営改善支援事業
- ・災害福祉支援ネットワークの推進

## 挑戦15

### 団体等とつながり 共に進む

県社協は、地域福祉の担い手である各団体との関係を深め、団体が連携し、個々の持つ機能をさらに発揮できるよう、支援に努めます。

また、新たな団体等との関わりを積極的に求めることにより、双方の活動が広がり、高め合える関係となるよう、努めます。

- ・ 県社協が事務局を担っている又は事務協定等を結んでいる団体の支援
- ・ 福祉関係団体との連携
- ・ 義務教育教員免許志願者介護等体験受入調整事業(再掲)



共同募金会街頭募金活動



第73回茨城県社会福祉大会



社会構造の変化などにより、私たちの暮らしには、常に新たな問題・課題が発生しています。県社協は、常に社会の変化を敏感に捉え、その問題・課題の中にあるニーズの把握に努めます。

さらに、それらのニーズについて、十分な検討を通じ、県社協としての対応策を講じます。

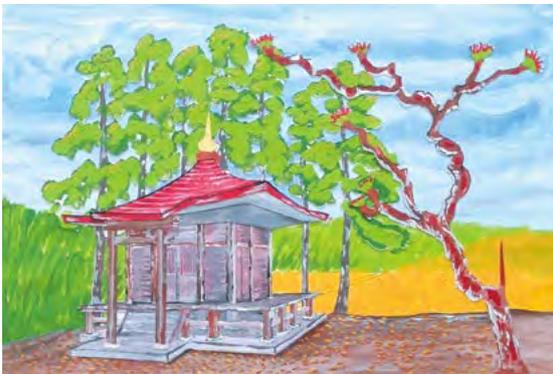
挑戦16

ニーズに気づき・こたえる

顕在化・潜在化しているニーズや課題に気づき、取り組むべき課題の把握に努めるとともに、把握したニーズを多角的に捉え、既存の制度で対応できないものは、関係機関や団体につなげ提言を行うなど、課題解決に向けた展開に努めます。

**新規** ヤングケアラー・ケアラーに関わる支援者向け  
研修

- ・ 福島県避難者支援
- ・ 多機関連携による生活課題解決



ふるさとふくしま作品展出典作品



ふるさとふくしま作品展出典作品



福祉を取り巻く環境は、常に社会の変化と隣り合わせにあります。変化する福祉情勢に対応するためには、それに対応できる組織体制でなければなりません。

そのためには、それを支える人（職員）や十分な財源が必要です。

県社協は、変化する社会情勢に対応できる人を育てます。また、歩み続けられるしなやかな組織づくりと十分な事業展開を行うための財源の確保に努めます。

さらに、近年各地で多発している災害を教訓として、災害時等における体制づくりにも取り組みます。

## 挑戦17

## 職員確保と育成

持続可能な組織体制を作るにあたっては、職員人材の確保と並びに人材育成が要となります。

県社協では、人材の確保と人材育成に重きを置き、職員の専門性の向上のための環境づくりと、並びに、その支援に努めます。

### 重点 職員確保と職員のスキルアップに向けた研修の実施

## 挑戦18

## しなやかな組織づくり

社会のニーズに合わせた事業を展開するため、柔軟な組織運営や効率的な体制の整備に努めます。

また、業務の共有化・標準化を進め、コスト削減並びに業務の効率化を進めるとともに、職員の年齢構成のバランス等に鑑み、継続できる組織を目指し、計画的な職員採用や継続して働き続けられる職場環境の整備を目指します。

さらに、事業活動の見える化により、県社協への理解を深めてもらい、会員の拡大にも努めます。

### 新規・重点 業務効率と事業連携に向けたICT化の推進

- ・ 会員拡大の推進
- ・ 働きやすい職場づくり
- ・ 理事会・評議員会の充実
- ・ 総合企画委員会の開催
- ・ 横断的な組織による事業の推進
- ・ 内部管理体制の整備と充実

## 挑戦19

### 必要な財源の確保と活用

事業を確実に実施していくためには、安定した財源を確保することが必須です。

事業メニューの検討、広報等に努め、あわせて寄付受入れの仕組みや使い道を明確に示すなどし、財源確保に努めます。

また、限られた財源を有効活用し、時代に合わせた活動を展開します。

- 予算対策活動の充実
- 健全な財務運営の推進

## 挑戦20

### 災害等に備えた組織体制の強化

各地で様々な災害が発生していることを踏まえ、日頃から災害対応マニュアルの整備に努めます。

また、マニュアルを活用した訓練等を行い、緊急事態に際しても、職員が戸惑うことなく業務を適切に継続していけるよう体制整備を図ります。

あわせて、災害備蓄の整備、防災訓練、関係機関との連携強化などを図り、即応できる体制整備に努めます。

- 緊急時に備える組織運営

---

## 參考資料

---

## <参考資料>

### (1) 計画策定の経過

#### ア 事務局での検討

年 月 日	経 過
令和5年4月19日～ 令和6年1月22日 (全15回 企画員会議)	各部において1名任命されている企画員で構成する企画員会議において、第5次プランの振返り及び第6次プランの素案を検討。企画員会議で検討した内容をもとに、各部に持ち帰り検討。
令和5年8月7日	職員勉強会 竹之内会長による講義、役職員でグループワーク
令和6年1月4日	全体会議 役職員全員参加による最終的なプラン作成に向けての意見あわせ。

#### イ 委員会での協議

年 月 日	経 過
令和5年10月20日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画策定の基本的考え方</li><li>・ 第5次茨城県地域福祉活動推進プラン「推進事項（挑戦）」振返り結果</li><li>・ 会員アンケート調査結果報告</li><li>・ 第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（仮称）重点目標（案）</li></ul>
令和5年12月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（仮称）全体像及び今後のスケジュール</li><li>・ 計画策定の基本的考え方</li><li>・ 約束（推進目標）、挑戦（推進事項）について</li></ul>
令和6年2月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 行動（実施項目）について</li><li>・ 第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（仮称）（案）について</li></ul>



## (2) 総合企画委員会委員名簿

令和6年3月末現在（敬称略，順不同）

No.	選出区分	氏名	所属機関・団体の役職名	備考
1	社会福祉関係団体， 社会福祉奉仕団体， 社会福祉に理解と 熱意のある団体及び 学識経験者	菱 沼 幹 男	日本社会事業大学 教授	委員長
2	社会福祉施設及び 社会福祉団体	鈴 木 聡 幸	茨城県身体障害者福祉団体連合会 専務理事兼事務局長	副委員長
3		大 谷 恭 久	茨城県児童福祉施設協議会 会長	
4		檜 山 太 一	茨城県心身障害者福祉協会 会長	
5		新 海 大	茨城県老人福祉施設協議会 理事	
6		工 藤 義 人	茨城県保育協議会 会長	
7		境 洋 子	茨城県母子寡婦福祉連合会 会長	
8		坂 本 鉄 夫	茨城県老人クラブ連合会 会長	
9		阿久津 善 志	茨城県共同募金会 次長	
10		社協	市 毛 宏 明	茨城県市町村社会福祉協議会事務 局長会 副会長
11	社会福祉関係団体， 社会福祉奉仕団体， 社会福祉に理解と 熱意のある団体及び 学識経験者	佐々木 栄 一	茨城県医師会 理事	
12		加 藤 祐 一	茨城県経営者協会 専務理事	
13		笠 井 広 子	NGO未来の子どもネットワーク 代表理事	
14		市 村 志 保	茨城県福祉部福祉政策課長	
15		阿 部 哲 朗	茨城県民生委員児童委員協議会 常務理事兼事務局長	

### (3) アンケート結果

#### 「第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（仮称）」策定に伴う

##### 会員アンケート調査結果報告

調査期間：令和5年8月7日から令和5年8月31日  
 調査方法：グーグルフォームを利用したオンライン調査  
 回答総数：502件（会員数1,092 回答率45.9%）

各属性別回答数（資料頁）：

1 福祉施設・事業所 会員数921 回答率 43.7%

A	保育所	167	2頁
B	高齢者関係施設・事業所	117	8頁
C	障害者関係施設・事業所	75	14頁
D	児童関係施設・事業所	31	20頁
E	その他	13	26頁
	合計	403	

2 市町村社会福祉協議会 会員数44 回答率 72.7%

A	市町村社会福祉協議会	32	31頁
---	------------	----	-----

3 福祉関係団体 会員数29 回答率 58.6%

A	福祉関係団体	17	37頁
---	--------	----	-----

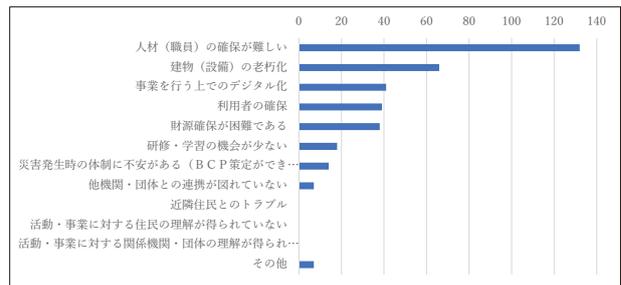
4 賛助会員 会員数98 回答率 51.0%

A	賛助会員（団体）	48	40頁
B	賛助会員（個人）	2	43頁
	合計	50	

【福祉施設・事業所】 ◆保育所 N=167

質問1 貴福祉施設・事業所の活動や運営に関することで、どのような課題を抱えていますか？（複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで）

回答内容	件数
人材（職員）の確保が難しい	132
建物（設備）の老朽化	66
事業を行う上でのデジタル化	41
利用者の確保	39
財源確保が困難である	38
研修・学習の機会が少ない	18
災害発生時の体制に不安がある（BCP策定ができていない）	14
他機関・団体との連携が図れていない	7
近隣住民とのトラブル	0
活動・事業に対する住民の理解が得られていない	0
活動・事業に対する関係機関・団体の理解が得られていない	0
その他	7

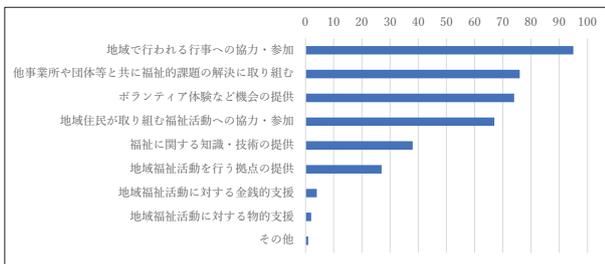


「その他」の回答

- ・良い人材の確保と、人材育成
- ・人材の質の向上
- ・過疎地、少子化で子どもが少なくなっている
- ・特になし
- ・気候変動に伴う施設設備の充実

質問2 貴福祉施設・事業所の業務及び活動の中で、地域とどのような関りを持つことが必要だと考えますか？（複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで）

回答内容	件数
地域で行われる行事への協力・参加	95
他事業所や団体等と共に福祉的課題の解決に取り組む	76
ボランティア体験など機会の提供	74
地域住民が取り組む福祉活動への協力・参加	67
福祉に関する知識・技術の提供	38
地域福祉活動を行う拠点の提供	27
地域福祉活動に対する金銭的支援	4
地域福祉活動に対する物的支援	2
その他	1



「その他」の回答

- ・子ども達の第3の居場所支援

質問3-1 社会福祉法人の地域における公益的取組についてお伺いいたします。貴福祉施設・事業所では、「地域における公益的取組」を行っていますか。

回答内容	件数
行っている	84
行っていない	39
社会福祉法人ではない	44

質問3-2 質問3-1で「行っている」を選択した場合、具体的な内容について教えてください。（複数選択可） N=84

回答内容	件数
子育て支援（子育て相談、親子教室等）	75
福祉人材の育成	12
子どもの学習支援	3
食料配布、フードパントリー	3
健康支援	3
生活困窮者相談	2
居場所づくり（子ども食堂、学習支援以外）	2
防災・減災に関する支援	2
子ども食堂（子ども以外を対象とした食堂も含む）	0
移動支援	0
その他	9

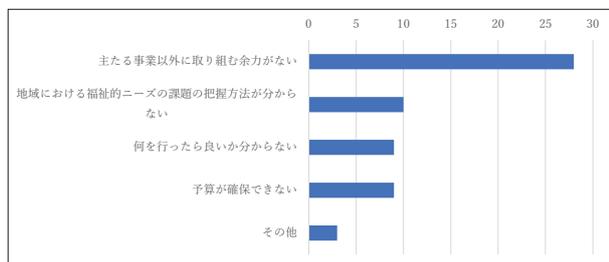


「その他」の回答

- ・高齢者サロン
- ・有用微生物（EM）の販売、有機野菜の促進販売提供、講演会開催
- ・園庭開放・一時預かり
- ・通所介護サービスへの訪問
- ・フリースクール
- ・絵画、芸術の振興を図る活動
- ・中学生の職場体験学習の受け入れ
- ・地域のごみ拾い活動、除草作業
- ・シニア支援、園庭開放、給食弁当販売、パン販売

質問3-3 質問3-1で「行っていない」を選択した場合、その理由について教えてください。(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで) N=39

回答内容	件数
主たる事業以外に取り組む余力がない	28
地域における福祉的ニーズの課題の把握方法が分からない	10
何を行ったら良いか分からない	9
予算が確保できない	9
その他	3

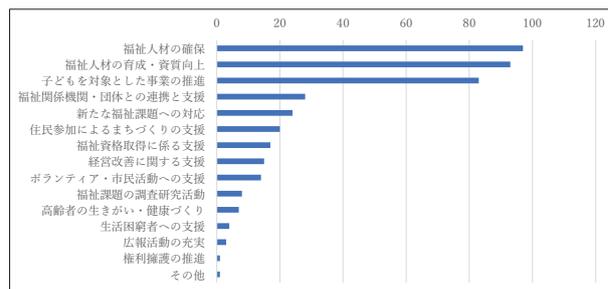


「その他」の回答

- ・行うための人材の余裕がない
- ・園の運営以外の活動に十分に手が回らないため
- ・開園後まもなくコロナ禍により、地域交流事業が行えなかった

質問4 貴福祉施設・事業所の課題解決のために、県社協に期待することは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
福祉人材の確保	97
福祉人材の育成・資質向上	93
子どもを対象とした事業の推進	83
福祉関係機関・団体との連携と支援	28
新たな福祉課題への対応	24
住民参加によるまちづくりの支援	20
福祉資格取得に係る支援	17
経営改善に関する支援	15
ボランティア・市民活動への支援	14
福祉課題の調査研究活動	8
高齢者の生きがい・健康づくり	7
生活困窮者への支援	4
広報活動の充実	3
権利擁護の推進	1
その他	1



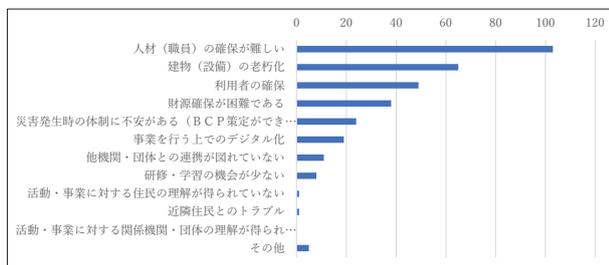
「その他」の回答

- ・小中学校への不登校の子ども達が増えてきています。子ども達の家、学校、以外の居場所づくりへの支援が必要だと思っています。

【福祉施設・事業所】 ◆高齢者関係施設・事業所 N=117

質問1 貴福祉施設・事業所の活動や運営に関することで、どのような課題を抱えていますか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
人材(職員)の確保が難しい	103
建物(設備)の老朽化	65
利用者の確保	49
財源確保が困難である	38
災害発生時の体制に不安がある(BCP策定ができていない)	24
事業を行う上でのデジタル化	19
他機関・団体との連携が図れていない	11
研修・学習の機会が少ない	8
活動・事業に対する住民の理解が得られていない	1
近隣住民とのトラブル	1
活動・事業に対する関係機関・団体の理解が得られていない	0
その他	5

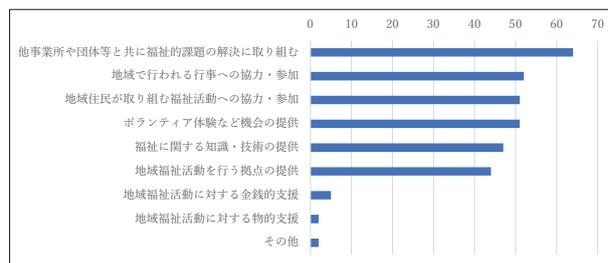


「その他」の回答

- ・理事長と法人本部が現場の意見を聞いてくれない
- ・管理者会議を法人本部が開催してくれない為連携が取れず、方針が不明瞭で何を考えているか分からない。
- ・ICTや介護ロボット導入費用が高額
- ・大規模修繕にかかる費用確保
- ・収入源は利用料とそれに対応する補助金だけなので利用者の確保が財源確保に直結する。

質問2 貴福祉施設・事業所の業務及び活動の中で、地域とどのような関わりを持つことが必要だと考えますか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
他事業所や団体等と共に福祉的課題の解決に取り組む	64
地域で行われる行事への協力・参加	52
地域住民が取り組む福祉活動への協力・参加	51
ボランティア体験など機会の提供	51
福祉に関する知識・技術の提供	47
地域福祉活動を行う拠点の提供	44
地域福祉活動に対する金銭的支援	5
地域福祉活動に対する物的支援	2
その他	2



「その他」の回答

- ・学校などの実習受入れ中、高生に福祉の仕事などを体験してもらいたい(現在はコロナ禍の為、受け入れは出来ないが)
- ・施設の有存在を知ってもらうために、外部に出ることが必要と思うが人員的に困難

質問3-1 社会福祉法人の地域における公益的取組についてお伺いいたします。貴福祉施設・事業所では、「地域における公益的取組」を行っていますか。

回答内容	件数
行っている	65
行っていない	51
社会福祉法人ではない	1

質問3-2 質問3-1で「行っている」を選択した場合、具体的な内容について教えてください。(複数選択可) N=65

回答内容	件数
福祉人材の育成	17
防災・減災に関する支援	16
生活困窮者相談	12
健康支援	8
移動支援	6
居場所づくり(子ども食堂、学習支援以外)	5
食料配布、フードパントリー	4
子ども食堂(子ども以外を対象とした食堂も含む)	4
子どもの学習支援	2
子育て支援(子育て相談、親子教室等)	1
その他	20

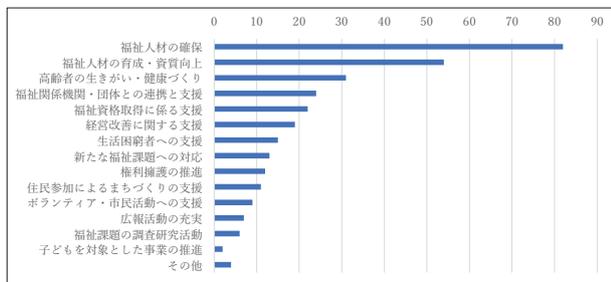


「その他」の回答

- ・自立準備ホームによる受け入れ
- ・入居者による近隣のゴミ拾い等
- ・地域団体が主催する子ども食堂への人的手伝い・食材の提供
- ・不定期開催の「カフェ」
- ・認知症カフェ、シルバー体操教室
- ・自主防災組織、まちづくり協議会への参加
- ・年内に子ども食堂(地域食堂)を開始する予定。
- ・オレンジカフェ
- ・地域見守りサービス
- ・地域包括支援センターなどから認知症サポーターの研修講師の派遣、学校などからの実習生受け入れ(コロナ禍で中止している)
- ・オレンジカフェ(認知症カフェ)
- ・0120-24-8347(24時間やさしいな)24時間365日福祉等無料相談受付

質問4 貴福祉施設・事業所の課題解決のために、県社協に期待することは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
福祉人材の確保	82
福祉人材の育成・資質向上	54
高齢者の生きがい・健康づくり	31
福祉関係機関・団体との連携と支援	24
福祉資格取得に係る支援	22
経営改善に関する支援	19
生活困窮者への支援	15
新たな福祉課題への対応	13
権利擁護の推進	12
住民参加によるまちづくりの支援	11
ボランティア・市民活動への支援	9
広報活動の充実	7
福祉課題の調査研究活動	6
子どもを対象とした事業の推進	2
その他	4



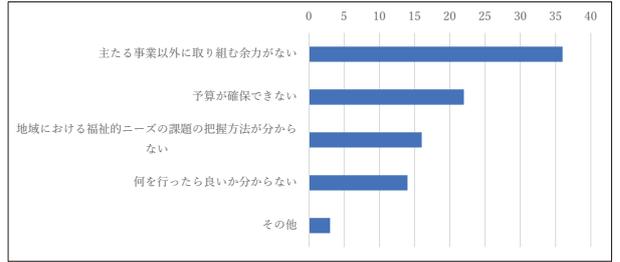
「その他」の回答

- ・地域との関わりが必要なことは認識していますが、施設の特徴として人員配置が少ないため、継続的な取組みが難しいです。人員面でのご支援と取組みについてのアドバイス
- ・福祉人材の地位向上への取り組み
- ・県社協さんがどの様なことが出来るのか分からないので何を期待して良いか分からない。今まで通り頑張ってください。
- ・養護老人ホーム措置控えに対する県への情報発信等

- ・地域ケアシステムケースに参加
- ・介護・福祉相談
- ・施設内集会所利用、車イス・太鼓等の無料貸し出し
- ・行事の開催および参加、ボランティア受入等
- ・おとしり相談所
- ・緊急時の入所受け入れ、施設内ホールや物品の貸出し、地域自治会からの依頼によるお弁当作り
- ・上記、子どもの学習支援は、当施設が加入する市内の協議会の会員として協力している。

質問3-3 質問3-1で「行っていない」を選択した場合、その理由について教えてください。(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで) N=51

回答内容	件数
主たる事業以外に取り組む余力がない	36
予算が確保できない	22
地域における福祉的ニーズの課題の把握方法が分からない	16
何を行ったら良いか分からない	14
その他	3



「その他」の回答

- ・公益的取組をもっと積極的に行いたいのがコロナ感染症での収入減と人手不足の為、予算と時間が取れない
- ・コロナ下であり活動を控えている。
- ・特に行っていない

【福祉施設・事業所】 ◆障害者関係施設・事業所 N=75

質問1 貴福祉施設・事業所の活動や運営に関する事で、どのような課題を抱えていますか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
人材(職員)の確保が難しい	57
建物(設備)の老朽化	32
利用者の確保	29
財源確保が困難である	25
事業を行う上でのデジタル化	11
災害発生時の体制に不安がある(BCP策定ができていない)	10
研修・学習の機会が少ない	7
他機関・団体との連携が図れていない	4
活動・事業に対する関係機関・団体の理解が得られていない	1
活動・事業に対する住民の理解が得られていない	0
近隣住民とのトラブル	0
その他	3

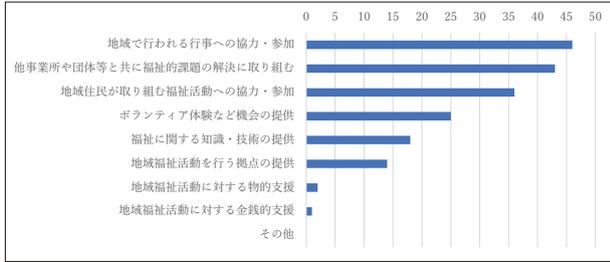


「その他」の回答

- ・総量規制で定員を増やすことができないため、利用したいと希望があっても受け入れることができない。
- ・人材の育成(責任者クラス)
- ・今後、利用者の高齢化の対応

質問2 貴福祉施設・事業所の業務及び活動の中で、地域とどのような関りを持つことが必要だと考えますか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
地域で行われる行事への協力・参加	46
他事業所や団体等と共に福祉的課題の解決に取り組む	43
地域住民が取り組む福祉活動への協力・参加	36
ボランティア体験など機会の提供	25
福祉に関する知識・技術の提供	18
地域福祉活動を行う拠点の提供	14
地域福祉活動に対する物的支援	2
地域福祉活動に対する金銭的支援	1
その他	0



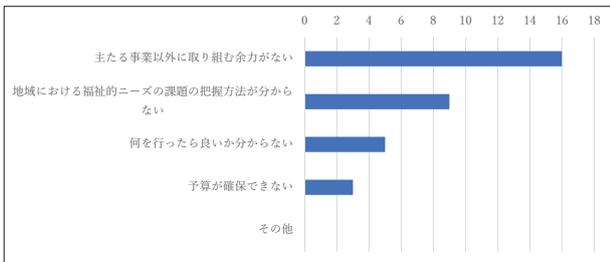
質問3-1 社会福祉法人の地域における公益的取組についてお伺いいたします。貴福祉施設・事業所では、「地域における公益的取組」を行っていますか。

回答内容	件数
行っている	50
行っていない	23
社会福祉法人ではない	2

- ・地域で行われる行事への協力
- ・花壇整備、歩道清掃（それぞれ茨城県道路ボランティア）
- ・月に2度こころの相談日という予約制の相談の機会を設けています
- ・茨城県経営協議会主催の「いばらき生活支援事業」を行っている
- ・地域の除草作業
- ・地域交流のための場の提供
- ・地域の除草作業
- ・子ども食堂への食材の提供
- ・中学校に職員を派遣し、部活動において専門の技能を教える取り組みを行っている
- ・知的障害者駅伝大会、チョコレート絵画展
- ・近隣農家等からの援助要請に応える
- ・地域活性化への支援

質問3-3 質問3-1で「行っていない」を選択した場合、その理由について教えてください。(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで) N=23

回答内容	件数
主たる事業以外に取り組む余力がない	16
地域における福祉的ニーズの課題の把握方法が分からない	9
何を行ったら良いか分からない	5
予算が確保できない	3
その他	0



質問3-2 質問3-1で「行っている」を選択した場合、具体的な内容について教えてください。(複数選択可) N=50

回答内容	件数
福祉人材の育成	11
防災・減災に関する支援	11
移動支援	6
健康支援	5
子ども食堂(子ども以外を対象とした食堂も含む)	4
生活困窮者相談	4
子どもの学習支援	3
食料配布、フードパントリー	3
居場所づくり(子ども食堂、学習支援以外)	3
子育て支援(子育て相談、親子教室等)	1
その他	25

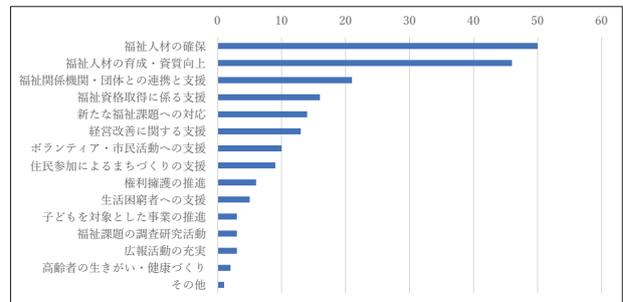


「その他」の回答

- ・福祉体験教室の協力
- ・近隣の農地管理地域活性化のための障害・高齢事業所との交流(ちいともネット内原)
- ・福祉車輛の貸出、緊急一時保護
- ・「土浦市赤ちゃんの駅」活動
- ・学習支援は、土浦市民間社会福祉施設協議会として実施
- ・地域美化・物品の貸し出し
- ・地域の方に無料でお弁当の提供
- ・パン作り教室
- ・日中一時支援事業
- ・地元社協とコンビニとの協定によるフードバンク事業に賛同し、定期的に食品回収(フードドライブ)を実施
- ・子ども食堂を計画中です。
- ・地域住民を行事などに招待する

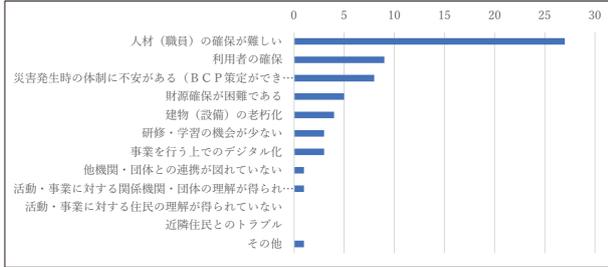
質問4 貴福祉施設・事業所の課題解決のために、県社協に期待することは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
福祉人材の確保	50
福祉人材の育成・資質向上	46
福祉関係機関・団体との連携と支援	21
福祉資格取得に係る支援	16
新たな福祉課題への対応	14
経営改善に関する支援	13
ボランティア・市民活動への支援	10
住民参加によるまちづくりの支援	9
権利擁護の推進	6
生活困窮者への支援	5
子どもを対象とした事業の推進	3
福祉課題の調査研究活動	3
広報活動の充実	3
高齢者の生きがい・健康づくり	2
その他	1



質問1 貴福祉施設・事業所の活動や運営に関する事で、どのような課題を抱えていますか？（複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで）

回答内容	件数
人材(職員)の確保が難しい	27
利用者の確保	9
災害発生時の体制に不安がある(BCP策定ができていない)	8
財源確保が困難である	5
建物(設備)の老朽化	4
研修・学習の機会が少ない	3
事業を行う上でのデジタル化	3
他機関・団体との連携が図れていない	1
活動・事業に対する関係機関・団体の理解が得られていない	1
活動・事業に対する住民の理解が得られていない	0
近隣住民とのトラブル	0
その他	1

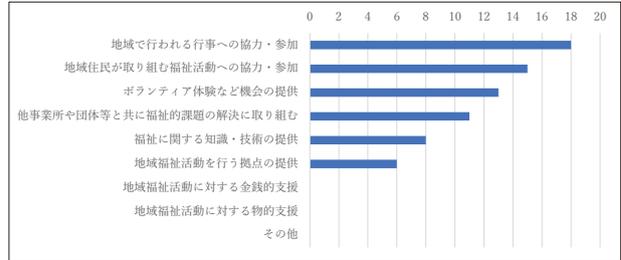


「その他」の回答

- ・業務量が多く、職員一人一人の負担感が大きい

質問2 貴福祉施設・事業所の業務及び活動の中で、地域とどのような関わりを持つことが必要だと考えますか？（複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで）

回答内容	件数
地域で行われる行事への協力・参加	18
地域住民が取り組む福祉活動への協力・参加	15
ボランティア体験など機会の提供	13
他事業所や団体等と共に福祉的課題の解決に取り組む	11
福祉に関する知識・技術の提供	8
地域福祉活動を行う拠点の提供	6
地域福祉活動に対する金銭的支援	0
地域福祉活動に対する物的支援	0
その他	0



質問3-1 社会福祉法人の地域における公益的取組についてお伺いいたします。貴福祉施設・事業所では、「地域における公益的取組」を行っていますか。

回答内容	件数
行っている	21
行っていない	5
社会福祉法人ではない	5

質問3-2 質問3-1で「行っている」を選択した場合、具体的な内容について教えてください。（複数選択可） N=21

回答内容	件数
子育て支援(子育て相談、親子教室等)	15
福祉人材の育成	5
子ども食堂(子ども以外を対象とした食堂も含む)	2
居場所づくり(子ども食堂、学習支援以外)	2
防災・減災に関する支援	1
子どもの学習支援	0
食料配布、フードパントリー	0
生活困窮者相談	0
移動支援	0
健康支援	0
その他	4

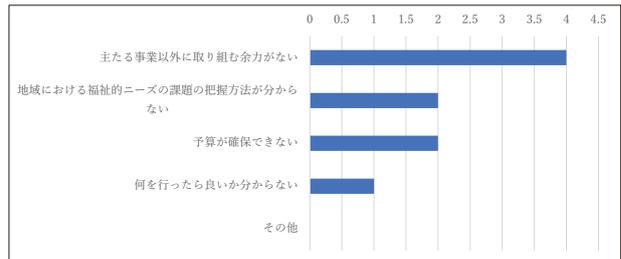


「その他」の回答

- ・ショートステイの受け入れ
- ・実習生の利用料無償
- ・インターンシップ、保育実習生への受け入れ
- ・里親サロン

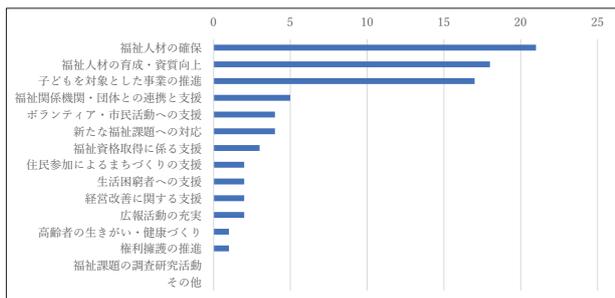
質問3-3 質問3-1で「行っていない」を選択した場合、その理由について教えてください。（複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで） N=5

回答内容	件数
主たる事業以外に取り組む余力がない	4
地域における福祉的ニーズの課題の把握方法が分からない	2
予算が確保できない	2
何を行ったら良いか分からない	1
その他	0



質問4 貴福祉施設・事業所の課題解決のために、県社協に期待することは何ですか？  
(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

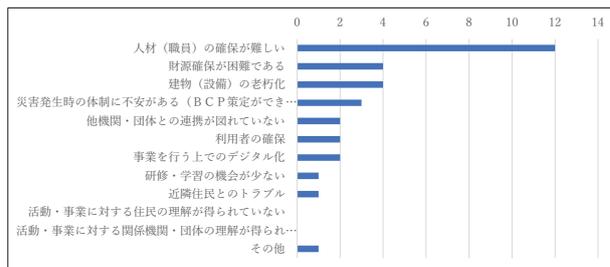
回答内容	件数
福祉人材の確保	21
福祉人材の育成・資質向上	18
子どもを対象とした事業の推進	17
福祉関係機関・団体との連携と支援	5
ボランティア・市民活動への支援	4
新たな福祉課題への対応	4
福祉資格取得に係る支援	3
住民参加によるまちづくりの支援	2
生活困窮者への支援	2
経営改善に関する支援	2
広報活動の充実	2
高齢者の生きがい・健康づくり	1
権利擁護の推進	1
福祉課題の調査研究活動	0
その他	0



【福祉施設・事業所】 ◆その他 N=13

質問1 貴福祉施設・事業所の活動や運営に関することで、どのような課題を抱えていますか？ (複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
人材(職員)の確保が難しい	12
財源確保が困難である	4
建物(設備)の老朽化	4
災害発生時の体制に不安がある(BCP策定ができていない)	3
他機関・団体との連携が図れていない	2
利用者の確保	2
事業を行う上でのデジタル化	2
研修・学習の機会が少ない	1
近隣住民とのトラブル	1
活動・事業に対する住民の理解が得られていない	0
活動・事業に対する関係機関・団体の理解が得られていない	0
その他	1

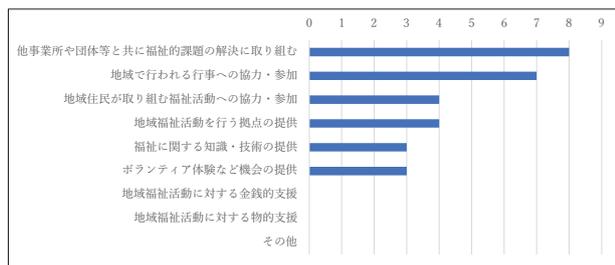


「その他」の回答

・筑西市の子ども課の理解

質問2 貴福祉施設・事業所の業務及び活動の中で、地域とどのような関りを持つことが必要だと考えますか？ (複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
他事業所や団体等と共に福祉的課題の解決に取り組む	8
地域で行われる行事への協力・参加	7
地域住民が取り組む福祉活動への協力・参加	4
地域福祉活動を行う拠点の提供	4
福祉に関する知識・技術の提供	3
ボランティア体験など機会の提供	3
地域福祉活動に対する金銭的支援	0
地域福祉活動に対する物的支援	0
その他	0

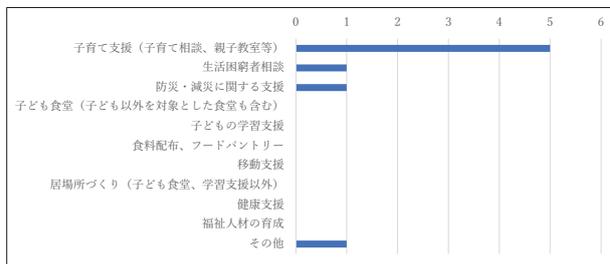


質問3-1 社会福祉法人の地域における公益的取組についてお伺いいたします。  
貴福祉施設・事業所では、「地域における公益的取組」を行っていますか。

回答内容	件数
行っている	5
行っていない	5
社会福祉法人ではない	3

質問3-2 質問3-1で「行っている」を選択した場合、具体的な内容について教えてください。(複数選択可) N=5

回答内容	件数
子育て支援(子育て相談、親子教室等)	5
生活困窮者相談	1
防災・減災に関する支援	1
子ども食堂(子ども以外を対象とした食堂も含む)	0
子どもの学習支援	0
食料配布、フードパントリー	0
移動支援	0
居場所づくり(子ども食堂、学習支援以外)	0
健康支援	0
福祉人材の育成	0
その他	1

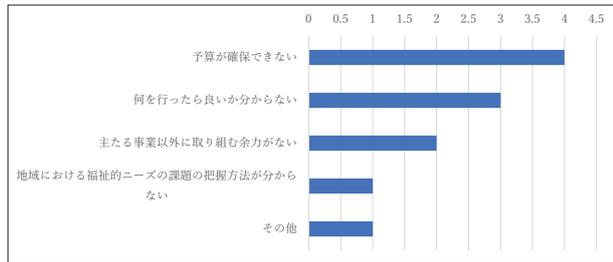


「その他」の回答

・緊急一時入所

質問3-3 質問3-1で「行っていない」を選択した場合、その理由について教えてください。(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで) N=5

回答内容	件数
予算が確保できない	4
何を行ったら良いか分からない	3
主たる事業以外に取り組む余力がない	2
地域における福祉的ニーズの課題の把握方法が分からない	1
その他	1



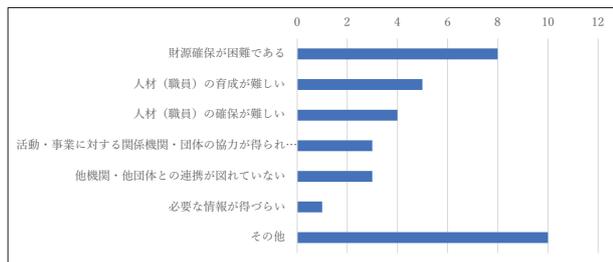
「その他」の回答

- ・公立施設の為

【福祉関係団体】 N=17

質問1 貴団体において、事業運営上、課題となっていることは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
財源確保が困難である	8
人材(職員)の育成が難しい	5
人材(職員)の確保が難しい	4
活動・事業に対する関係機関・団体の協力が得られない	3
他機関・他団体との連携が図れていない	3
必要な情報が得づらい	1
その他	10

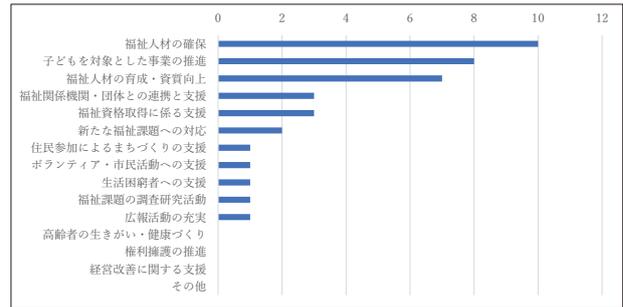


「その他」の回答

- ・継続的な財源の確保において不安がある。
- ・特に課題として記入すべきことはありません。
- ・特に該当なし
- ・会の魅力発信を高めたい
- ・現在のところ、事業運営上の課題は特にございません。
- ・該当する事業なし
- ・団体会員の減少
- ・団体会員の減少
- ・市町村長が委嘱する「身体障害者相談員」の人数が減少している
- ・役員の高齢化、会員の減少

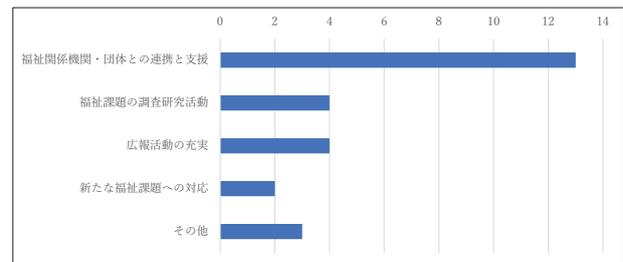
質問4 貴福祉施設・事業所の課題解決のために、県社協に期待することは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
福祉人材の確保	10
子どもを対象とした事業の推進	8
福祉人材の育成・資質向上	7
福祉関係機関・団体との連携と支援	3
福祉資格取得に係る支援	3
新たな福祉課題への対応	2
住民参加によるまちづくりの支援	1
ボランティア・市民活動への支援	1
生活困窮者への支援	1
福祉課題の調査研究活動	1
広報活動の充実	1
高齢者の生きがい・健康づくり	0
権利擁護の推進	0
経営改善に関する支援	0
その他	0



質問2 貴団体の課題解決のために、県社協に期待することは何ですか？(複数回答可)

回答内容	件数
福祉関係機関・団体との連携と支援	13
福祉課題の調査研究活動	4
広報活動の充実	4
新たな福祉課題への対応	2
その他	3



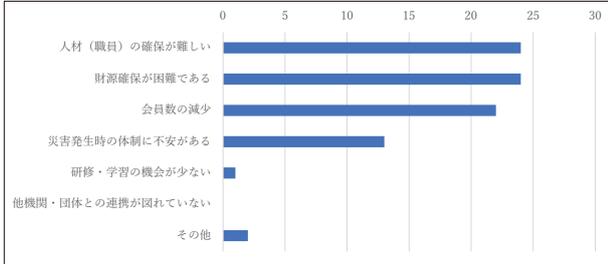
「その他」の回答

- ・特に該当なし
- ・職員育成のためのキャリアアップ研修の充実
- ・該当する事業なし

【市町村社会福祉協議会】 N = 3 2

**質問 1 貴社会福祉協議会の活動や運営に関して、どのような課題を抱えていますか？**  
(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
人材（職員）の確保が難しい	24
財源確保が困難である	24
会員数の減少	22
災害発生時の体制に不安がある	13
研修・学習の機会が少ない	1
他機関・団体との連携が図れていない	0
その他	2

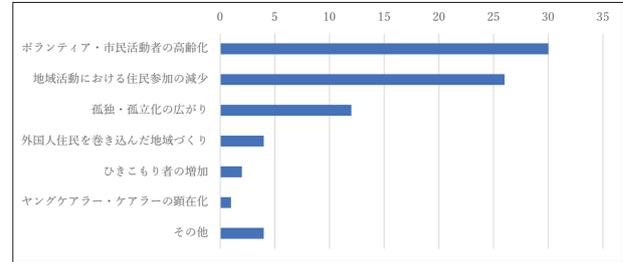


「その他」の回答

- ・社協のあり方、理念に基づく計画的な経営
- ・特にありません

**質問 2 貴社会福祉協議会管内地域における福祉的課題は何ですか？** (複数回答可)

回答内容	件数
ボランティア・市民活動者の高齢化	30
地域活動における住民参加の減少	26
孤独・孤立化の広がり	12
外国人住民を巻き込んだ地域づくり	4
ひきこもり者の増加	2
ヤングケアラー・ケアラーの顕在化	1
その他	4



「その他」の回答

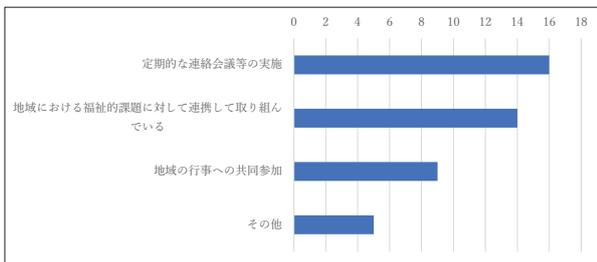
- ・経済的生活困窮世帯の増加（相談が急増している）
- ・少子化問題の地域格差
- ・生活支援に関する住民主体の地域福祉活動の推進
- ・特にありません

**質問 3-1 地域における他の社会福祉法人や福祉関係事業所等との連携についてお伺いします。連携して取り組んでいることはありますか？**

回答内容	件数
あり	25
なし	7

**質問 3-2 質問 3-1 で「あり」を選択した場合、具体的な連携内容について教えてください。** (複数回答可) N = 2 5

回答内容	件数
定期的な連絡会議等の実施	16
地域における福祉的課題に対して連携して取り組んでいる	14
地域の行事への共同参加	9
その他	5

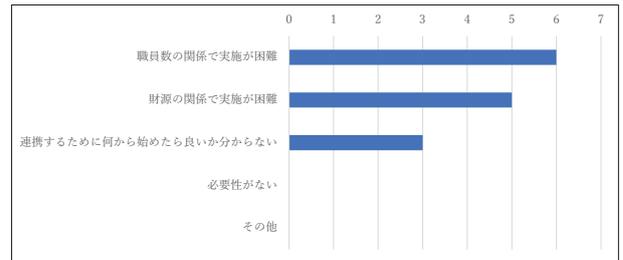


「その他」の回答

- ・研修会の開催
- ・事業の共催等
- ・サービス調整会議
- ・寄付食材の活用と食品ロス削減を目的とした「もったいないを橋渡しプロジェクト」による市内事業所との連携
- ・生活困窮者に対する配食弁当支援協定の締結

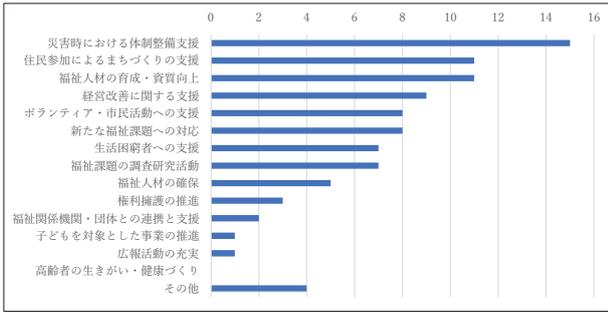
**質問 3-3 質問 3-1 で「なし」を選択した場合、連携が難しい原因は何ですか？** (複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで) N = 7

回答内容	件数
職員数の関係で実施が困難	6
財源の関係で実施が困難	5
連携するために何から始めたら良いか分からない	3
必要性がない	0
その他	0



**質問 4 貴社会福祉協議会の課題解決のために、県社協に期待することは何ですか？** (複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
災害時における体制整備支援	15
住民参加によるまちづくりの支援	11
福祉人材の育成・資質向上	11
経営改善に関する支援	9
ボランティア・市民活動への支援	8
新たな福祉課題への対応	8
生活困窮者への支援	7
福祉課題の調査研究活動	7
福祉人材の確保	5
権利擁護の推進	3
福祉関係機関・団体との連携と支援	2
子どもを対象とした事業の推進	1
広報活動の充実	1
高齢者の生きがい・健康づくり	0
その他	4



「その他」の回答

- ・市町村社協が投げかける課題や質問に対する迅速な対応
- ・安定した財源の確保
- ・統合的な支援
- ・特にありません

【福祉施設・事業所】「第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（仮称）」策定に伴う会員アンケート調査

このアンケートは、第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（仮称）を策定するにあたり、複雑・多様化する地域課題に取り組んでいる福祉関係者のニーズを把握することで、福祉関係者との連携・協働を推進するとともに、今後の事業推進の参考とさせていただきます。

回答について、御協力をお願いいたします。回答は、下記 URL または QR コードを読み込んでいただき、専用フォームで御入力をお願いいたします。

URL <https://forms.gle/EeiRQJHzpdD2zkhz8>



QR コード

オンラインでの御回答が難しい場合には、本回答用紙を、メールまたは FAX にて送付してください。メールアドレス等については、依頼文書に記載しておりますので、ご確認ください。

回答締切：令和5年8月31日（木）

（以下は、専用フォームに記載のアンケート内容になります。）

あてはまる回答欄に☑、または御記入をお願いいたします。

○メールアドレス

( )

○回答者の種別

- 保育所
- 高齢者関係施設・事業所
- 障害者関係施設・事業所

児童関係施設・事業所（保育所以外）

その他 ( )

○施設名・事業所名等を御記入ください。（任意）

( )

質問1 貴福祉施設・事業所の活動や運営に関する事で、どのような課題を抱えていますか？（複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで）

- 人材（職員）の確保が難しい
- 財源確保が困難である
- 他機関・団体との連携が図れていない
- 災害発生時の体制に不安がある（BCP策定ができていない）
- 活動・事業に対する住民の理解が得られていない
- 活動・事業に対する関係機関・団体の理解が得られていない
- 研修・学習の機会が少ない
- 利用者の確保
- 事業を行う上でのデジタル化
- 建物（設備）の老朽化
- 近隣住民とのトラブル
- その他（自由記述： )

質問2 貴福祉施設・事業所の業務及び活動の中で、地域とどのような関りを持つことが必要だと考えますか？（複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで）

- 他事業所や団体等と共に福祉的課題の解決に取り組む
- 地域で行われる行事への協力・参加
- 地域住民が取り組む福祉活動への協力・参加
- 福祉に関する知識・技術の提供
- ボランティア体験など機会の提供
- 地域福祉活動を行う拠点の提供
- 地域福祉活動に対する金銭的支援
- 地域福祉活動に対する物的支援
- その他（自由記述 )

質問3-1 社会福祉法人の地域における公益的取組についてお伺いいたします。貴福祉施設・事業所では、「地域における公益的取組」を行っていますか。

- 行っている
- 行っていない
- 社会福祉法人ではない

質問3-2 質問3-1で「行っている」を選択した場合、具体的な内容について教えてください。(複数選択可)

- 子ども食堂(子ども以外を対象とした食堂も含む)
- 子どもの学習支援
- 食料配布、フードパントリー
- 生活困窮者相談
- 移動支援
- 子育て支援(子育て相談、親子教室等)
- 居場所づくり(子ども食堂、学習支援以外)
- 健康支援
- 福祉人材の育成
- 防災・減災に関する支援
- その他(自由記述 )

質問3-3 質問3-1で「行っていない」を選択した場合、その理由について教えてください。(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

- 何を行ったら良いかわからない
- 地域における福祉的ニーズの課題の把握方法がわからない
- 予算が確保できない
- 主たる事業以外に取り組む余力がない

【賛助会員】

◆個人 N=2

質問1 賛助会員になった理由を教えてください。(複数回答可)

回答内容	件数
本会の目的や理念に共感したため	1
研修等、本会が行う事業に参加するため	0
情報収集のため	0
その他	1

「その他」の回答

・県からの派遣で社協に在籍したため

質問2 県社協に期待することは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
生活困窮者への支援	1
福祉人材の育成・資質向上	1
福祉関係機関・団体との連携支援	1
新たな福祉課題への対応	1
福祉課題の調査研究活動	1
住民参加によるまちづくりの支援	0
ボランティア・市民活動への支援	0
高齢者の生きがい・健康づくり	0
子どもを対象とした事業の推進	0
権利擁護の推進	0
福祉人材の確保	0
広報活動の充実	0
その他	1

「その他」の回答

・社会福祉界の外側にいると、社会福祉の動向はわからないし、県社協の存在やその事業・活動が見えませんが、県民の福祉課題にコミットした運動・活動を望みます。

その他(自由記述 )

質問4 貴福祉施設・事業所の課題解決のために、県社協に期待することは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

- 住民参加によるまちづくりの支援
- ボランティア・市民活動への支援
- 高齢者の生きがい・健康づくり
- 子どもを対象とした事業の推進
- 生活困窮者への支援
- 権利擁護の推進
- 福祉人材の確保
- 福祉人材の育成・資質向上
- 福祉関係機関・団体との連携と支援
- 新たな福祉課題への対応
- 経営改善に関する支援
- 福祉課題の調査研究活動
- 広報活動の充実
- 福祉資格取得に係る支援
- その他( )

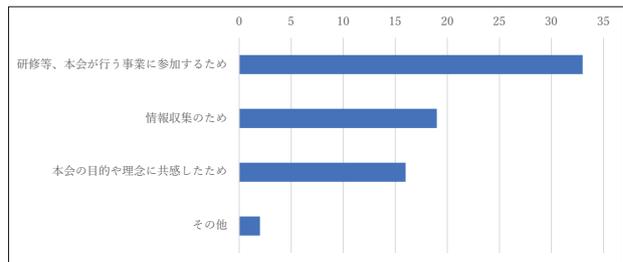
御協力ありがとうございました。

【賛助会員】

◆個人以外(企業、団体、NPO法人等) N=48

質問1 賛助会員になった理由を教えてください。(複数回答可)

回答内容	件数
研修等、本会が行う事業に参加するため	33
情報収集のため	19
本会の目的や理念に共感したため	16
その他	2

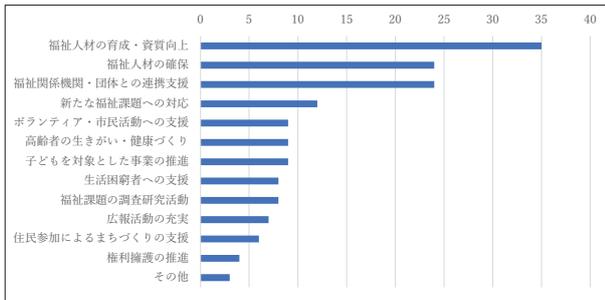


「その他」の回答

・社会福祉施設職員等退職手当支給制度掛金に加入するため  
・総合的に判断した結果、加入することになった

質問2 県社協に期待することは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

回答内容	件数
福祉人材の育成・資質向上	35
福祉人材の確保	24
福祉関係機関・団体との連携支援	24
新たな福祉課題への対応	12
ボランティア・市民活動への支援	9
高齢者の生きがい・健康づくり	9
子どもを対象とした事業の推進	9
生活困窮者への支援	8
福祉課題の調査研究活動	8
広報活動の充実	7
住民参加によるまちづくりの支援	6
権利擁護の推進	4
その他	3



「その他」の回答

- ・ 独居老人への支援
- ・ 福祉人材の確保について期待したが、全く0。期待はずれ。民間からもいろいろなアイデアを募って欲しい。
- ・ 地域交流の機会を積極的に行っています。定期的にイベントを行っています。社協様にもご協力をお願いしたいと思っています。

【福祉施設・事業所】「第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（仮称）」策定に伴う会員アンケート調査

このアンケートは、第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（仮称）を策定するにあたり、複雑・多様化する地域課題に取り組んでいる福祉関係者のニーズを把握することで、福祉関係者との連携・協働を推進するとともに、今後の事業推進の参考とさせていただきます。

回答について、御協力をお願いいたします。回答は、下記 URL または QR コードを読み込んでいただき、専用フォームで御入力をお願いいたします。

URL <https://forms.gle/EeiRQJHzpdD2zkhz8>



QR コード

オンラインでの御回答が難しい場合には、本回答用紙を、メールまたは FAX にて送付してください。メールアドレス等については、依頼文書に記載しておりますので、ご確認ください。

回答締切：令和5年8月31日（木）

（以下は、専用フォームに記載のアンケート内容になります。）

あてはまる回答欄に☑、または御記入をお願いいたします。

○メールアドレス

( )

○回答者の種別

- 保育所
- 高齢者関係施設・事業所
- 障害者関係施設・事業所

児童関係施設・事業所（保育所以外）

その他( )

○施設名・事業所名等を御記入ください。（任意）

( )

質問1 貴福祉施設・事業所の活動や運営に関する事で、どのような課題を抱えていますか？（複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで）

- 人材（職員）の確保が難しい
- 財源確保が困難である
- 他機関・団体との連携が図れていない
- 災害発生時の体制に不安がある（BCP策定ができていない）
- 活動・事業に対する住民の理解が得られていない
- 活動・事業に対する関係機関・団体の理解が得られていない
- 研修・学習の機会が少ない
- 利用者の確保
- 事業を行う上でのデジタル化
- 建物（設備）の老朽化
- 近隣住民とのトラブル
- その他（自由記述： )

質問2 貴福祉施設・事業所の業務及び活動の中で、地域とどのような関りを持つことが必要だと考えますか？（複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで）

- 他事業所や団体等と共に福祉的課題の解決に取り組む
- 地域で行われる行事への協力・参加
- 地域住民が取り組む福祉活動への協力・参加
- 福祉に関する知識・技術の提供
- ボランティア体験など機会の提供
- 地域福祉活動を行う拠点の提供
- 地域福祉活動に対する金銭的支援
- 地域福祉活動に対する物的支援
- その他（自由記述 )

質問3-1 社会福祉法人の地域における公益的取組についてお伺いいたします。貴福祉施設・事業所では、「地域における公益的取組」を行っていますか。

- 行っている
- 行っていない
- 社会福祉法人ではない

質問3-2 質問3-1で「行っている」を選択した場合、具体的な内容について教えてください。(複数選択可)

- 子ども食堂(子ども以外を対象とした食堂も含む)
- 子どもの学習支援
- 食料配布、フードパントリー
- 生活困窮者相談
- 移動支援
- 子育て支援(子育て相談、親子教室等)
- 居場所づくり(子ども食堂、学習支援以外)
- 健康支援
- 福祉人材の育成
- 防災・減災に関する支援
- その他(自由記述 )

質問3-3 質問3-1で「行っていない」を選択した場合、その理由について教えてください。(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

- 何を行ったら良いかわからない
- 地域における福祉的ニーズの課題の把握方法がわからない
- 予算が確保できない
- 主たる事業以外に取り組む余力がない

【市町村社協】「第6次茨城県地域福祉活動推進プラン(仮称)」策定に伴う会員アンケート調査

このアンケートは、第6次茨城県地域福祉活動推進プラン(仮称)を策定するにあたり、複雑・多様化する地域課題に取り組んでいる市町村社会福祉協議会のニーズ及び地域における福祉的ニーズを把握することで、市町村社会福祉協議会との連携・協働を推進するとともに、今後の事業推進の参考とさせていただくことを目的に実施します。

回答について、御協力をお願いします。回答は、下記 URL または QR コードを読み込んでいただき、専用フォームで御入力をお願いいたします。

URL <https://forms.gle/N45duGgDCu1nxHvt7>



QR コード

回答締切: 令和5年8月31日(木)

(以下は、専用フォームに記載のアンケート内容になります。)

あてはまる回答欄に☑、または御記入をお願いいたします。

- メールアドレス ( )
- 社協名(任意) ( )

質問1 貴社会福祉協議会の活動や運営に関するところで、どのような課題を抱えていますか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

- 人材(職員)の確保が難しい
- 財源確保が困難である

その他(自由記述 )

質問4 貴福祉施設・事業所の課題解決のために、県社協に期待することは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

- 住民参加によるまちづくりの支援
- ボランティア・市民活動への支援
- 高齢者の生きがい・健康づくり
- 子どもを対象とした事業の推進
- 生活困窮者への支援
- 権利擁護の推進
- 福祉人材の確保
- 福祉人材の育成・資質向上
- 福祉関係機関・団体との連携と支援
- 新たな福祉課題への対応
- 経営改善に関する支援
- 福祉課題の調査研究活動
- 広報活動の充実
- 福祉資格取得に係る支援
- その他( )

御協力ありがとうございました。

- 他機関・団体との連携が図れていない
- 災害発生時の体制に不安がある
- 会員数の減少
- 研修・学習の機会が少ない
- その他(自由記述: )

質問2 貴社会福祉協議会管内地域における福祉的課題は何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

- ボランティア・市民活動者の高齢化
- 地域活動における住民参加の減少
- ヤングケアラー・ケアラーの顕在化
- ひきこもり者の増加
- 孤独・孤立化の広がり
- 外国人住民を巻き込んだ地域づくり
- その他(自由記述 )

質問3-1 地域における他の社会福祉法人や福祉関係事業所等との連携についてお伺いします。連携して取り組んでいることはありますか？

- あり
- なし

質問3-2 質問3-1で「あり」を選択した場合、具体的な連携内容について教えてください。(複数回答可)

- 定期的な連絡会議等の実施
- 地域における福祉的課題に対して連携して取り組んでいる
- 地域の行事への共同参加
- その他(自由記述 )

質問3-3 質問3-1で「なし」を選択した場合、連携が難しい原因は何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

- 連携するために何から始めたら良いかわからない
- 職員数の関係で実施が困難
- 財源の関係で実施が困難
- 必要性がない
- その他(自由記述 )

質問4 貴社会福祉協議会の課題解決のために、県社協に期待することは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

- 住民参加によるまちづくりの支援
- ボランティア・市民活動への支援
- 高齢者の生きがい・健康づくり
- 子どもを対象とした事業の推進
- 生活困窮者への支援

【福祉関係団体】「第6次茨城県地域福祉活動推進プラン(仮称)」策定に伴う会員アンケート調査

このアンケートは、第6次茨城県地域福祉活動推進プラン(仮称)を策定するにあたり、複雑・多様化する地域課題に取り組んでいる福祉関係者のニーズを把握することで、福祉関係者との連携・協働を推進するとともに、今後の事業推進の参考とさせていただきます。

回答について、御協力をお願いします。回答は、下記 URL または QR コードを読み込んでいただき、専用フォームで御入力をお願いいたします。

URL <https://forms.gle/aP2i7khGSN4dW6uy7>



QR コード

回答締切: 令和5年8月31日(木)

(以下は、専用フォームに記載のアンケート内容になります。)

あてはまる回答欄に☑、または御記入をお願いいたします。

○メールアドレス

( )

○団体名(任意)

( )

質問1 貴団体において、事業運営上、課題となっていることは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

- 活動・事業に対する関係機関・団体の協力が得られない
- 人材(職員)の確保が難しい
- 人材(職員)の育成が難しい

- 権利擁護の推進
- 福祉人材の確保
- 福祉人材の育成・資質向上
- 福祉関係機関・団体との連携と支援
- 新たな福祉課題への対応
- 経営改善に関する支援
- 福祉課題の調査研究活動
- 広報活動の充実
- 災害時における体制整備支援
- その他( )

御協力ありがとうございました。

- 財源確保が困難である
- 他機関・団体との連携が図れていない
- 必要な情報が得づらい
- その他(自由記述: )

質問2 貴団体の課題解決のために、県社協に期待することは何ですか？(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

- 福祉関係機関・団体との連携と支援
  - 新たな福祉課題への対応
  - 福祉課題の調査研究活動
  - 広報活動の充実
  - その他( )
- 御協力ありがとうございました。

【賛助会員】「第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（仮称）」策定に伴う  
会員アンケート調査

このアンケートは、第6次茨城県地域福祉活動推進プラン（仮称）を策定するにあたり、複雑・多様化する地域課題に取り組んでいる個人や企業のニーズを把握することで、皆様との連携・協働を推進するとともに、今後の事業推進の参考とさせていただきます。

回答について、御協力をお願いいたします。回答は、下記 URL または QR コードを読み込んでいただき、専用フォームで御入力をお願いいたします。

URL <https://forms.gle/senmmPfoxAAtFAhmE8>



QR コード

オンラインでの御回答が難しい場合には、本回答用紙を、メールまたは FAX にて送付してください。メールアドレス等については、依頼文書に記載しておりますので、ご確認ください。

回答締切: 令和5年8月31日(木)

(以下は、専用フォームに記載のアンケート内容になります。)

あてはまる回答欄に☑、または御記入をお願いいたします。

○メールアドレス

( )

○賛助会員の区分を教えてください。

- 個人
- 個人以外(企業、団体、NPO法人 等)

福祉課題の調査研究活動

広報活動の充実

その他(自由記述: )

御協力ありがとうございました。

○氏名・企業名等を御記入ください。(任意)

( )

質問1 賛助会員になった理由を教えてください。(複数回答可)

- 本会の目的や理念に共感したため
- 研修等、本会が行う事業に参加するため
- 情報収集のため
- その他(自由記述: )

質問2 県社協に期待することは何ですか？  
(複数回答可 最もあてはまる内容を3つまで)

- 住民参加によるまちづくりの支援
- ボランティア・市民活動への支援
- 高齢者の生きがい・健康づくり
- 子どもを対象とした事業の推進
- 生活困窮者への支援
- 権利擁護の推進
- 福祉人材の確保
- 福祉人材の育成・資質向上
- 福祉関係機関・団体との連携支援
- 新たな福祉課題への対応

令和6年度

ホームページでも内容を紹介しています  
<https://www.fukushihoken.co.jp>

# 全社協 保育所・認定こども園の損害補償

スケールメリットを活かした充実した補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

## セットプラン

保険金額	基本セットプラン	天災セットプラン	
賠償事故に対応	身体賠償（1名・1事故）	1億円・7億円	2億円・10億円
	財物賠償（1事故）	1,000万円	1,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中） うち現金支払限度額（期間中）	200万円 20万円	200万円 20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用	1名につき 5万円限度 1事故 10万円限度	
園児の傷害事故に対応	死亡保険金	121.2万円	108万円
	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%～100%	
	入院保険金（1日あたり）	1,700円	1,500円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	通院保険金（1日あたり）	1,100円	1,000円
	天災補償	なし	あり

基本セット補償保険料計算例 100名で加入の場合	
賠償	29,300円
傷害	87,000円
870円 ×100名 ×1口	
合計	116,300円

セットプランを  
おすすめします!!



## 個別プラン

### プラン1 保育所業務の補償

- ① 基本補償
  - オプション1 ● 地域子育て支援拠点事業等補償
  - オプション2 ● 保育所の借用不動産賠償事故補償
  - オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
  - オプション4 ● クレーム対応サポート補償
- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 保育所の什器・備品損害補償

### プラン2 保育所利用者の補償

- ① 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償
- ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

### プラン3 職員等の補償

- ① 職員の労災上乗せ補償  
使用者賠償責任補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償

### プラン4 法人役員等の補償

- 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（賠償責任保険、サイバー保険、学校契約団体傷害保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「保育所・認定こども園の損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 TEL：03(3349)5137  
 受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL：03(3581)4667  
 受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

(SJ23-11599 より抜粋)

## 第6次 茨城県地域福祉活動推進プラン (令和6年度～令和10年度)

- 発行年月日 令和6年3月
- 発行者 **社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会**  
〒310-8586  
茨城県水戸市千波町1918  
セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内  
TEL 029-241-1133  
FAX 029-241-1434

